

議案第 29 号

第 4 次桐生市地域福祉計画・第 4 次桐生市地域福祉活動計画の策定について

第 4 次桐生市地域福祉計画・第 4 次桐生市地域福祉活動計画を策定することについて、桐生市議会の議決すべき事件を定める条例(平成 31 年桐生市条例第 9 号)第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 20 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

第4次桐生市地域福祉計画 第4次桐生市地域福祉活動計画

令和7(2025)年度～令和11(2029)年度

桐生市

桐生市社会福祉協議会

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1	計画策定の背景	3
(1)	社会の状況	3
(2)	国の動向	3
(3)	桐生市の状況	4
2	地域福祉と地域共生社会について	5
(1)	「地域福祉」とは	5
(2)	「地域共生社会」とは	6
(3)	重層的支援体制の整備	7
(4)	SDGsへの対応	8
3	計画の位置付け	9
(1)	地域福祉計画	9
(2)	地域福祉活動計画	10
4	計画の期間	11
5	計画策定の方法	12
(1)	会議体による計画内容の審議	12
(2)	アンケート調査等による市民ニーズの把握	12
(3)	意見提出手続(パブリック・コメント)の実施	13

第2章 地域福祉に関する桐生市の現状

1	統計からみる桐生市の現状	17
(1)	人口及び世帯数の状況	17
(2)	少子・高齢化の状況	19
(3)	障がい者の状況	24
(4)	生活保護受給の状況	25
2	調査からみる地域の現状	26
(1)	市民アンケートの結果	26
(2)	地域福祉活動計画地区別懇談会の結果	35
3	桐生市の地域福祉・地域福祉推進に係る課題	37
(1)	安心・安全の地域づくりについて	37
(2)	支え合いの仕組みづくりについて	37
(3)	地域支える人づくり・活動促進について	38

第3章 計画の基本的な考え方

1	目指すべき姿(基本理念)	41
2	基本目標	42
3	圏域設定の考え方	44

第4章 施策の展開

基本目標1 安心・安全の地域づくり	47
1 適切な福祉情報の提供.....	47
2 福祉サービスの整備・充実.....	49
3 災害福祉支援体制の強化.....	53
基本目標2 支え合いの仕組みづくり	55
1 地域における権利擁護の推進.....	55
2 住み慣れた地域での生活の充実.....	57
3 健康・介護予防の推進.....	60
4 地域全体によるネットワーク化の推進.....	62
基本目標3 地域を支える人づくり・活動の促進.....	64
1 福祉人材の育成.....	64
2 福祉教育の推進.....	65
3 福祉活動の推進.....	67
4 地域福祉推進のための協働.....	69

第5章 計画の推進

1 協働による計画の推進	73
(1) 各主体に期待される役割.....	73
2 計画の推進体制	74

資料編

1 制度改正等の動向	77
2 第3次計画における取組	78
(1) 本市の取組.....	78
(2) 本市社会福祉協議会の取組.....	82
3 桐生市地域福祉計画推進委員会設置要綱	85
4 桐生市地域福祉活動計画推進委員会設置要綱.....	87
5 桐生市地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会委員名簿.....	89
6 計画の策定経過	90

第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

(1) 社会の状況

近年、急速な少子高齢化や核家族化の進展、家庭や地域でお互いに助け合う相互扶助の低下、個人の価値観の多様化や地域のつながりづくりの希薄化など、地域を取り巻く環境は変容しつつあります。これにより、地域ではひきこもり、孤独死、生活困窮者、ヤングケアラー、ダブルケア、8050問題などの新たな福祉課題が発生しており、既存サービスでは対応しきれない制度の狭間で課題を抱えた方が適切な公的支援を受けられないという問題が起きています。

また、新型コロナウイルス感染症の流行をきっかけとして外出や地域での活動が制限され、従来の活動が停滞する中で様々な課題が浮き彫りとなり、人と地域の関わり方が変化し、孤独・孤立を感じている人や複雑・複合化した課題を抱え、生きづらさを感じている人や世帯が増加しています。

このような中、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくためには、福祉制度によるサービスのみで支えることは難しく、地域住民や関係団体、社会福祉協議会が共通の認識のもと協働して、様々な支え合いや助け合いの活動に取り組んでいくことが必要となっています。

(2) 国の動向

国においては、平成12(2000)年に社会福祉法を改正し、新たに「地域福祉」の考えを導入し、家庭や地域の中で障がいの有無や年齢等にかかわらず、個人の人としての尊厳を尊重し、誰もが地域の中で安心して暮らせるような支え合いの仕組みづくりの必要性を明確にしました。

平成27(2015)年9月には、誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現に向けて「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」が示され、平成28(2016)年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」に「地域共生社会」が盛り込まれました。

その後、地域共生社会の実現に向けて、平成28(2016)年7月に『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部」が設置され、同年10月には「地域における住民主体の課題解決強化・相談体制の在り方に関する検討会(地域力強化検討会)」が設置され、検討が進められました。平成29(2017)年6月には、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の公布により、社会福祉法が改正され、平成30(2018)年4月に施行されました。

令和元(2019)年5月には、「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協議の推進に関する検討会(地域共生社会検討会)」が設置され、地域共生社会の実現に向けた包括的相談支援体制の構築について検討されました。それを踏まえ「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が令和2(2020)年6月に公布され、令和3(2021)年4月に改正社会福祉法が施行されました。

(3) 桐生市の状況

地域福祉推進の理念として、地域住民、社会福祉事業者、及び社会福祉に関する活動を行う者は相互に協力し、地域福祉の推進に努めなければならないとされています。

桐生市では地域福祉を総合的に推進することを目的に、平成22(2010)年3月に第1次桐生市地域福祉計画を策定し、また、これに連携して実際の活動・行動のための計画として桐生市社会福祉協議会が第1次桐生市地域福祉活動計画を策定しました(以下、「第1次計画」という。)

その後、平成27(2015)年3月には第2次桐生市地域福祉計画・桐生市地域福祉活動計画への改定を行い、第1次計画の基本理念を引き継ぎながら、その実現のために基本目標の達成に向けて地域福祉の推進に取り組んできました。

令和2(2020)年には第3次桐生市地域福祉計画・桐生市地域福祉活動計画(以下、「第3次計画」という。)を策定し、上位計画である「桐生市総合計画」と整合性を図り、「地域共生社会の実現や、『市民の誰もが住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らすことのできる地域づくり』を目指し、地域福祉の向上を図ります」を基本理念とし、社会情勢、地域の状況を踏まえるとともに、これまでの市民や桐生市、桐生市社会福祉協議会の取組を土台として、より地域住民のニーズに沿った地域福祉の推進を図れるよう進めてきました。

第3次計画の計画期間が令和6(2024)年度に終了することから、社会情勢や国・県の動向を踏まえ、さらなる地域福祉の推進を目指し、市民、地域団体、社会福祉事業者、行政など様々な主体が協働して地域福祉に取り組んでいくための方針や具体的な取組を示すことを目的として、本計画を策定します。

2 地域福祉と地域共生社会について

(1)「地域福祉」とは

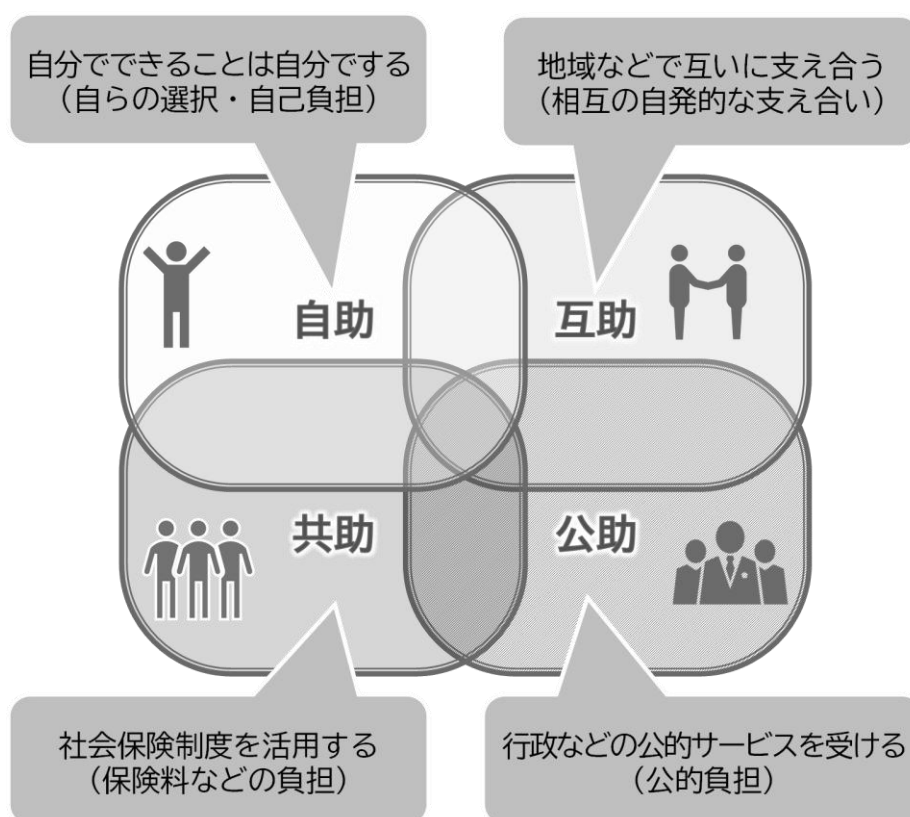
一般に福祉というと、高齢者福祉・障害者福祉・児童福祉など対象者ごとに分かれたものを思い浮かべる人が多いのではないのでしょうか。それは、こうした対象者ごとにそれぞれの法律や制度によって、必要な福祉サービスが提供されてきたからです。

しかし、地域福祉とは、制度によるサービスを利用するだけでなく、地域の人と人とのつながりを大切にし、お互いに助けたり助けられたりする関係やその仕組みを作っていくことです。

これからのまちづくりは、こどもから高齢者まで住民の誰もが住み慣れた地域の中で、心豊かに安心して暮らせるような仕組みを作り、それを持続させていくことが求められています。

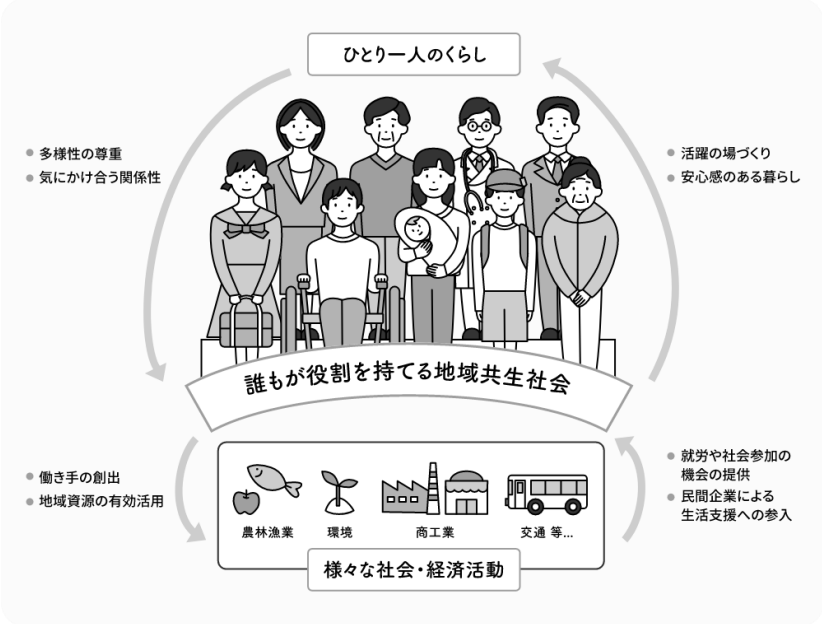
そのためには、様々な生活課題について住民一人一人の努力(自助)、近隣の助け合いやボランティアなど、住民同士の相互扶助(互助)、介護保険を始めとした、社会保険など制度化された相互扶助(共助)、公的な制度(公助)の連携によって解決していこうとする取組が必要です。

こうした背景には、それぞれ異なる個性を持った人々が、その個性を尊重しながら他の人や行政などに過度に依存せず自立した生活を送ることができ、その上で互いに協力して、お互いの不足を補い合いながら協働できる地域社会を作ることが前提となっています。



(2)「地域共生社会」とは

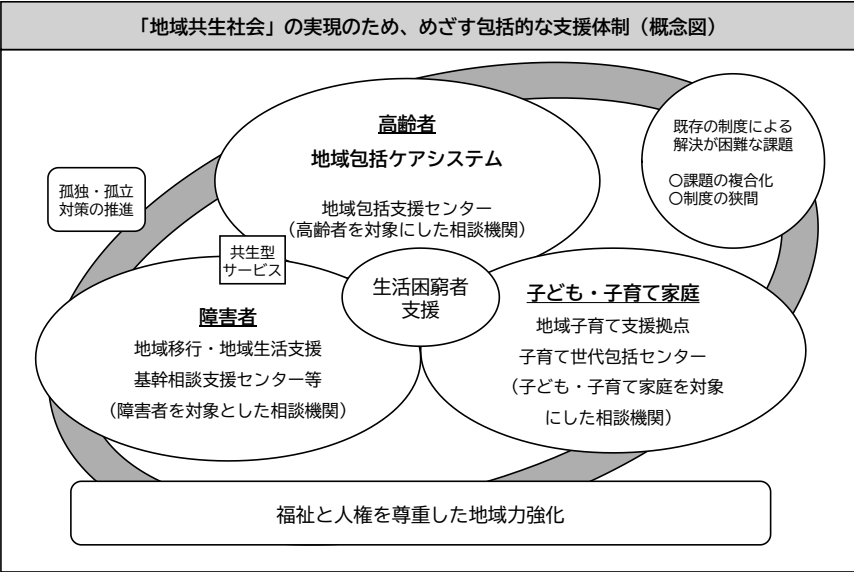
地域共生社会とは、制度や分野による「縦割り」や「受け手」と「支え手」という関係を超えて、地域のあらゆる住民が役割を持ち、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人一人の暮らしと生きがいを創っていく社会をいいます。



《出典：厚生労働省》

地域共生社会の実現に向けて、市町村には、包括的支援体制の整備が求められています。社会福祉法第106条の3では、「市町村は(略)、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする」とうたわれており、市は、地域住民自身が地域福祉を推進し、また、他の住民の相談・情報提供にあたるようにするための環境整備に努めることとされています。

■ 地域における住民主体の課題解決力強化・包括的な相談支援体制のイメージ



《出典：厚生労働省資料を基に作成》

(3) 重層的支援体制の整備

令和2(2020)年6月の社会福祉法改正により、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、①相談支援（属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ等による継続的支援）、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」が創設されています。

本市においては、「重層的支援体制整備事業」の実施に向けて、検討を続けています。今後、庁内関係課及び関係機関・各種団体等と連携し、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応できる包括的な支援体制づくりを進めます。



(4) SDGsへの対応

SDGs (Sustainable Development Goals : 持続可能な開発目標)は、誰一人取り残さない、持続可能でより良い社会の実現を目指す世界共通の目標であり、平成27(2015)年の国連サミットにおいて全会一致で採択されました。持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、令和12(2030)年を一つの期限として17の国際目標(その下に169のターゲットと231の指標が決められている)が設けられました。

誰一人取り残さないというSDGsの理念は、誰もが役割と生きがいを持ち、地域で支え合い、つながりを持つ「地域共生社会」の考え方につながることから、本計画はこのSDGsの視点も踏まえたものとします。



3 計画の位置付け

(1) 地域福祉計画

地域福祉計画は、社会福祉法第107条に規定された「市町村地域福祉計画」として位置付けられた行政計画です。また、市町村地域福祉計画に定める事項が示され、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる「上位計画」として位置付けています。

令和2(2020)年の社会福祉法の改正においては、第107条第1項第五号が改正され、「市町村地域福祉計画」において「地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項」を一体的に策定するよう努めることとされています。

■ 福祉分野の個別計画と地域福祉計画



(2) 地域福祉活動計画

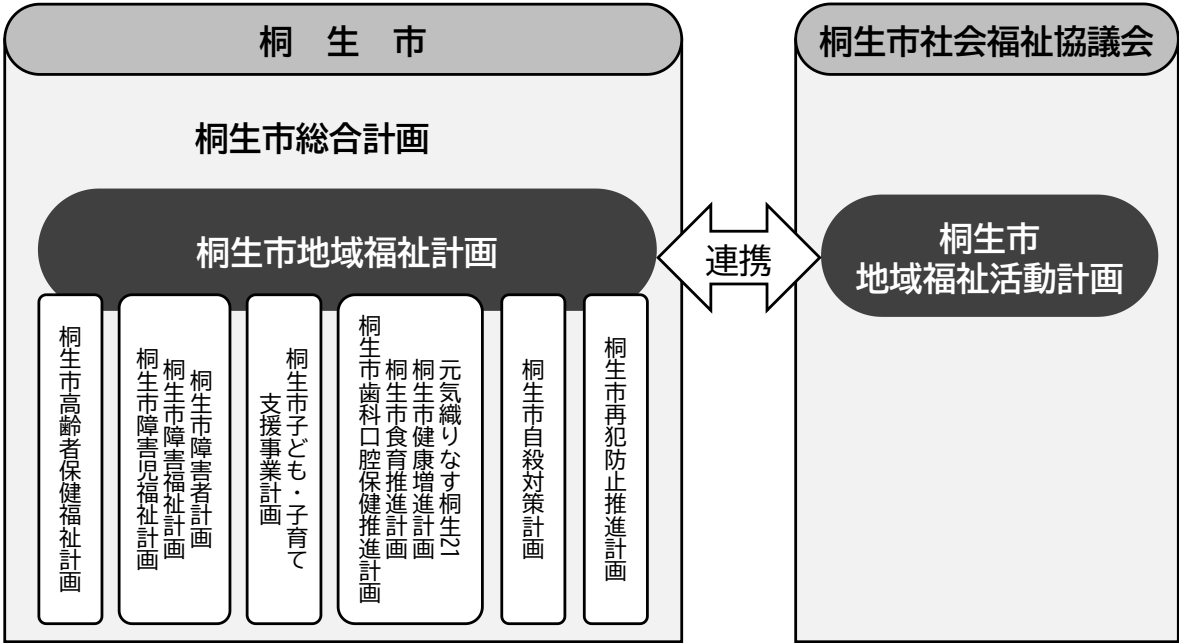
地域福祉活動計画は、社会福祉法第109条に定められた「社会福祉協議会」が主体となり、地域住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営する者等が協働して地域福祉を推進することを目的とした民間の活動・行動計画です。

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

■ 地域福祉計画と地域福祉活動計画との関係



4 計画の期間

第4次桐生市地域福祉計画・地域福祉活動計画(以下、「第4次計画」という。)の期間は、令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までの5年間とします。

なお、社会状況の変化や関連計画との調整を考慮し、必要であれば見直しを行います。

■ 桐生市における関連計画の期間

平成 28年度 (2016年度)	平成 29年度 (2017年度)	平成 30年度 (2018年度)	令和 元年度 (2019年度)	令和 2年度 (2020年度)	令和 3年度 (2021年度)	令和 4年度 (2022年度)	令和 5年度 (2023年度)	令和 6年度 (2024年度)	令和 7年度 (2025年度)	令和 8年度 (2026年度)	令和 9年度 (2027年度)	令和 10年度 (2028年度)	令和 11年度 (2029年度)
桐生市新生総合計画 (12年間)				桐生市第六次総合計画									
第2次桐生市地域福祉計画 (5年間)				第3次桐生市地域福祉計画 (5年間)					第4次桐生市地域福祉計画 (5年間)				
第2次桐生市 地域福祉活動計画 (5年間)				第3次桐生市地域福祉活動計画 (5年間)					第4次桐生市地域福祉活動計画 (5年間)				
第6期桐生市 高齢者保健福祉計画 (3年間)		第7期桐生市 高齢者保健福祉計画 (3年間)		第8期桐生市 高齢者保健福祉計画 (3年間)		第9期桐生市 高齢者保健福祉計画 (3年間)							
桐生市障害者計画 (12年間)						桐生市障害者計画 (6年間)							
第4期桐生市 障害福祉計画 (3年間)		第5期桐生市 障害福祉計画 (3年間)		第6期桐生市 障害福祉計画 (3年間)		第7期桐生市 障害福祉計画 (3年間)							
	第1期桐生市 障害児福祉計画 (3年間)		第2期桐生市 障害児福祉計画 (3年間)		第3期桐生市 障害児福祉計画 (3年間)								
桐生市 子ども・子育て支援事業計画 (5年間)				第2期桐生市 子ども・子育て支援事業計画 (5年間)					第3期桐生市 子ども・子育て支援事業計画 (5年間)				
桐生市健康増進計画 「元気織りなす桐生21」(第2次) (10年間)						元気織りなす桐生21(第3次) 桐生市健康増進計画・桐生市食育推進計画・ 桐生市歯科口腔保健推進計画(12年間)							
				桐生市自殺対策計画 (5年間)				第2期桐生市自殺対策計画 (5年間)					
							桐生市 再犯防止推進計画 (2年間)		第2次桐生市再犯防止推進計画 (5年間※検討中)				

5 計画策定の方法

(1) 会議体による計画内容の審議

(ア) 桐生市地域福祉計画・桐生市地域福祉活動計画推進委員会

桐生市地域福祉計画・桐生市地域福祉活動計画推進委員会(以下「推進委員会」)は、市民組織代表者、医療・社会福祉団体代表者、一般公募など14人の委員で構成され、第4次計画の全般について審議を行いました。

(イ) 桐生市地域福祉計画・桐生市地域福祉活動計画推進委員会作業部会

推進委員会の作業を円滑にするため桐生市地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会作業部会を設置しました。同部会は、市職員9人及び社会福祉協議会職員2人で構成され、計画作成にあたり必要な事項の検討や調整を行いました。

(2) アンケート調査等による市民ニーズの把握

(ア) 地域福祉に関するアンケート調査(市民対象) 令和6(2024)年5月実施

第4次計画に、地域福祉に関する市民の意見や考え方を反映させるため、市内居住の18歳以上の市民2,000人(無作為抽出)を対象にアンケートを実施したところ、883人から回答を得ました。

(イ) 地域福祉活動計画地区別懇談会 令和6(2024)年7～8月実施

計画作成の過程で公民館などにおいて地区別懇談会を実施し、新たな地域福祉課題の把握及びその解決策などについて、参加者から意見をいただきました。

○開催回数 15回(行政22地区別)

○参加者 自治会役員、民生委員・児童委員、地域包括支援センター職員、育成会、婦人会、老人会、社会福祉法人職員など

○参加人数 延べ592人

(3) 意見提出手続(パブリック・コメント)の実施

広く市民の意見や要望等を募集するため、意見提出手続(パブリック・コメント)を実施しました。

- 期 間 令和6(2024)年12月20日(金)～令和7(2025)年1月20日(月)
- 周知方法 桐生市役所ホームページ、広報きりゅう1月号へ掲載
桐生市役所本庁、新里支所、黒保根支所、社会福祉協議会の窓口
- 応募資格
- ・市内に住所を有する個人
 - ・市内に事務所又は事業所を有する個人、法人、その他の団体
 - ・市内の事務所又は事業所に勤務する人
 - ・市内の学校に在学する人
 - ・この手続きに利害関係を有する個人、法人、その他の団体
- 提出方法 次のいずれかの方法で提出
- (1)直接提出
 - (2)郵送
 - (3)ファクシミリ
 - (4)電子メール
- 意見提者 0名
- 意見数 0件

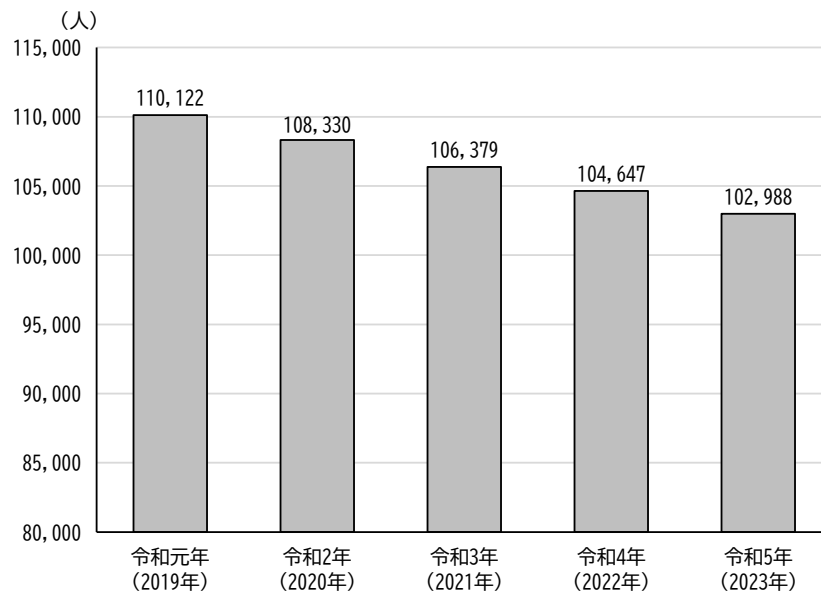
第 2 章 地域福祉に関する桐生市の現状

1 統計からみる桐生市の現状

(1) 人口及び世帯数の状況

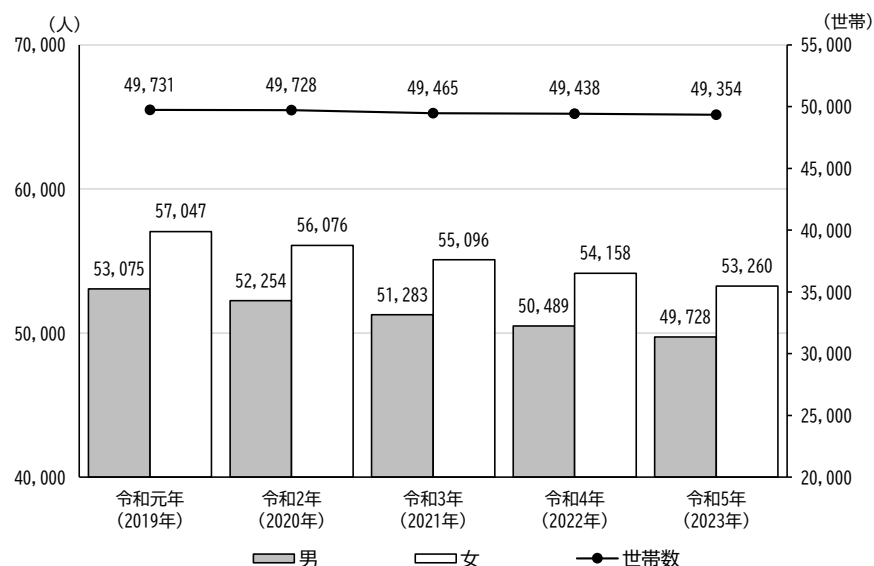
桐生市の人口は、減少し続けており、直近5年間で7,134人少なくなっています。
一方、世帯数は横ばいとなっており、ひとり暮らし世帯の増加が現れています。

■総人口の推移



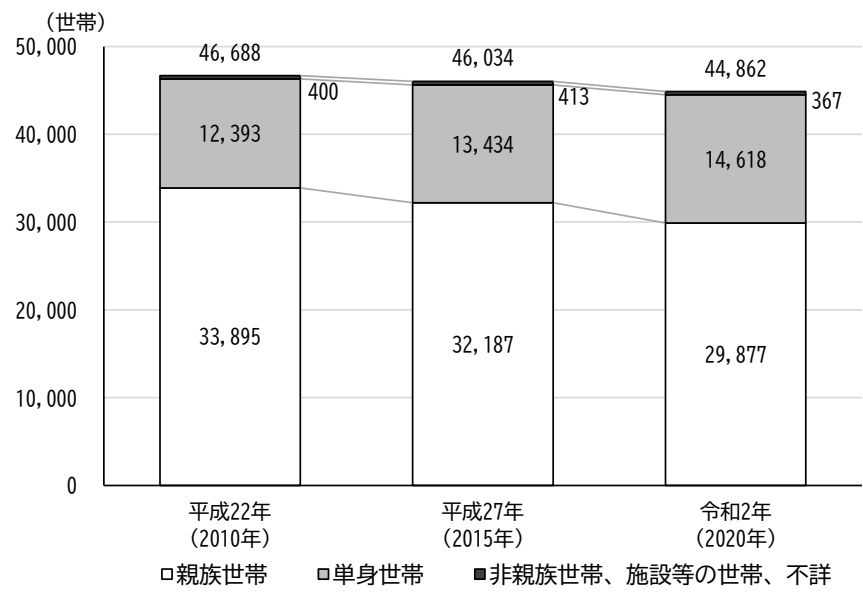
《出典：住民基本台帳及び外国人登録 各年12月末現在》

■男女別人口・総世帯数の推移



《出典：住民基本台帳及び外国人登録 各年12月末現在》

■家族類型別世帯数の推移



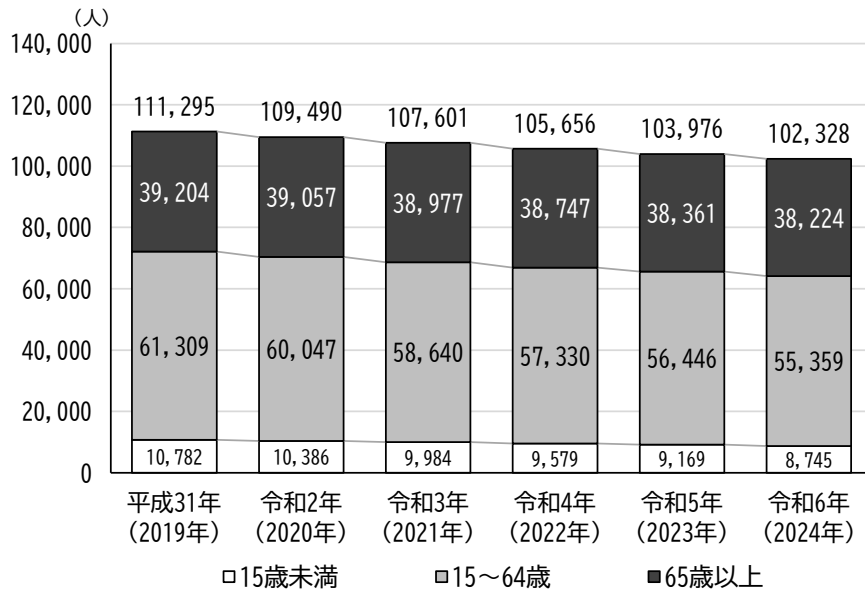
《出典：国勢調査》

(2) 少子・高齢化の状況

①年齢階層別人口

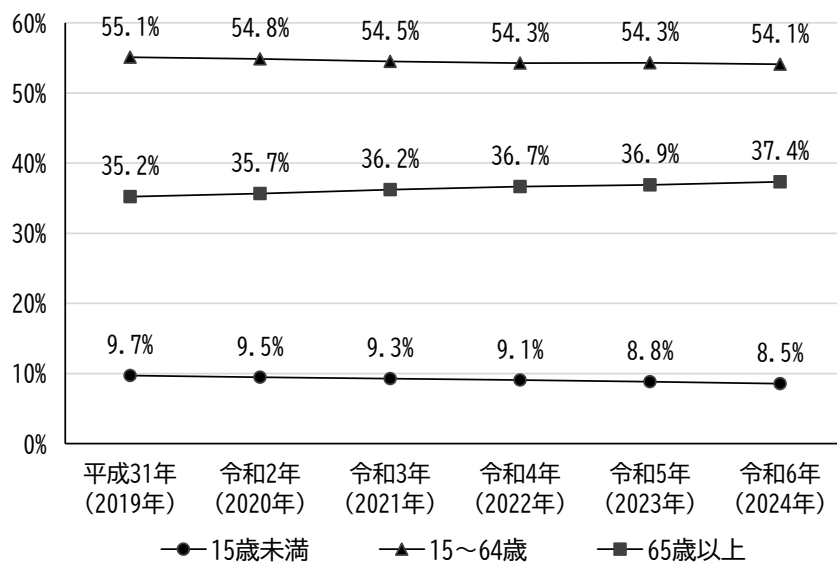
桐生市の15歳未満の年少人口、15～64歳の生産年齢人口、65歳以上の高齢者人口は、直近6年間で全て減少しています。

■年齢階層別人口の推移



《出典：桐生市の全住民人口統計表（自治組織別） 各年3月末現在》

■年齢階層別人口比率の推移

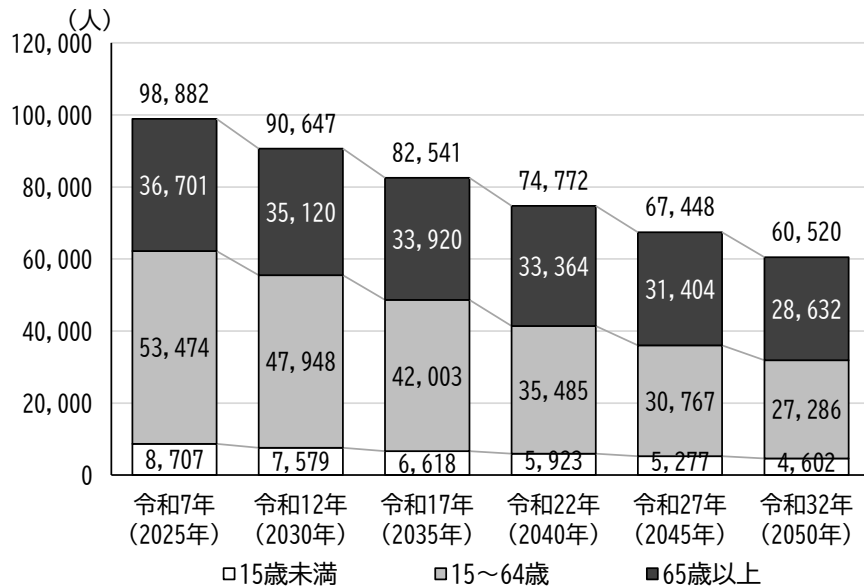


《出典：桐生市の全住民人口統計表（自治組織別） 各年3月末現在》

桐生市において、少子・高齢化が現状の程度で進行した場合、今後の人口推計によれば、令和7(2025)年から令和32(2050)年までの間に総人口は約38,362人減少し、令和7(2025)年と比べると約61%に落ち込むことが見込まれます。

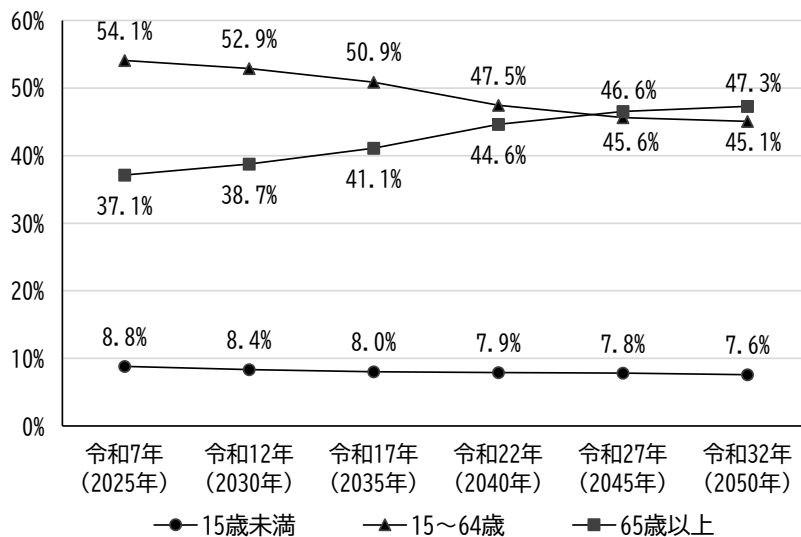
また、年齢階層別にみると、15歳未満の年少人口、15～64歳の生産年齢人口、65歳以上の高齢者人口、全ての階層において減少することが見込まれており、令和32(2050)年の高齢化率は47.3%になることが見込まれます。

■将来の年齢階層別人口の推移（推計）



《出典：桐生市人口ビジョン（令和2(2020)年度改訂版）》

■将来の年齢階層別人口比率の推移（推計）



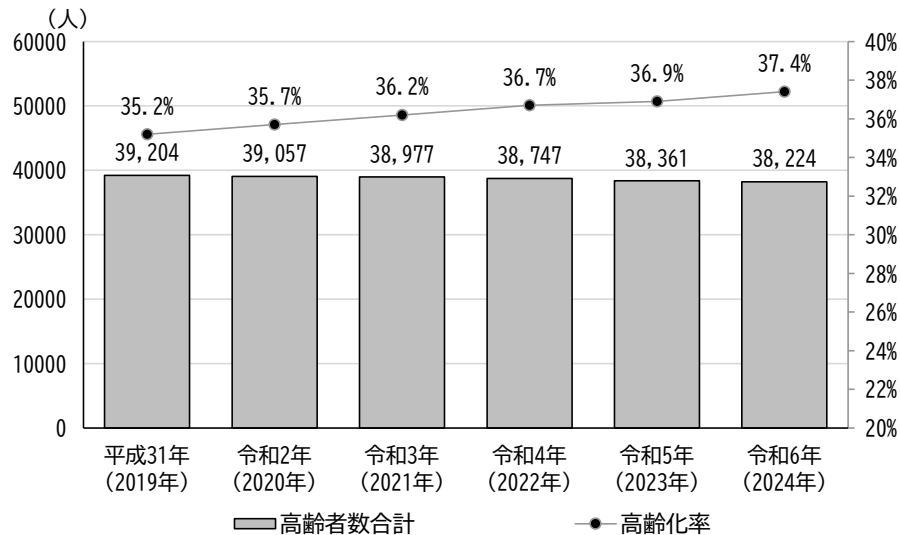
《出典：桐生市人口ビジョン（令和2(2020)年度改訂版）》

②高齢者人口

桐生市の高齢者数は、年々減少しており、令和6(2024)年3月末日現在において38,224人となっています。平成31(2019)年と比較すると980人減少しています。

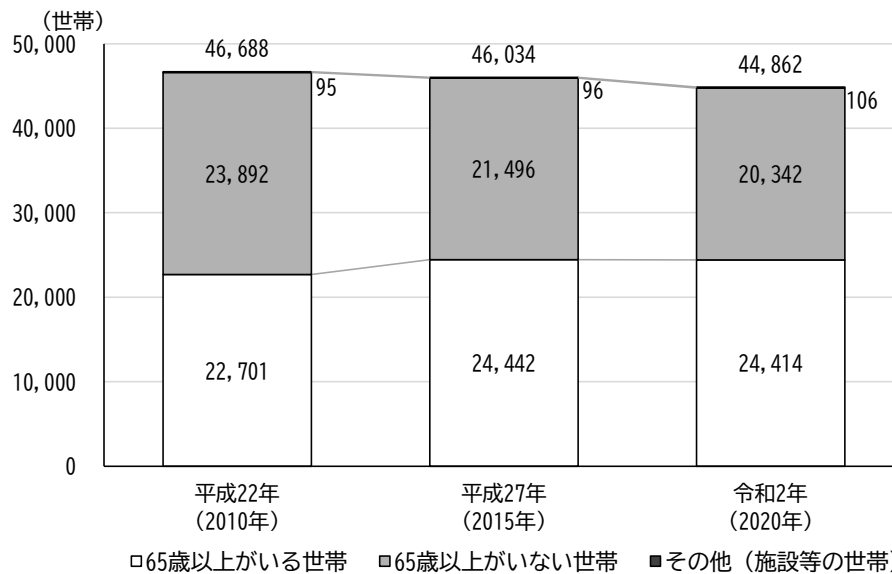
一方で、高齢化率は、令和6(2024)年3月末日現在において37.4%となっており、年々増加しています。

■高齢者数・高齢化率の推移



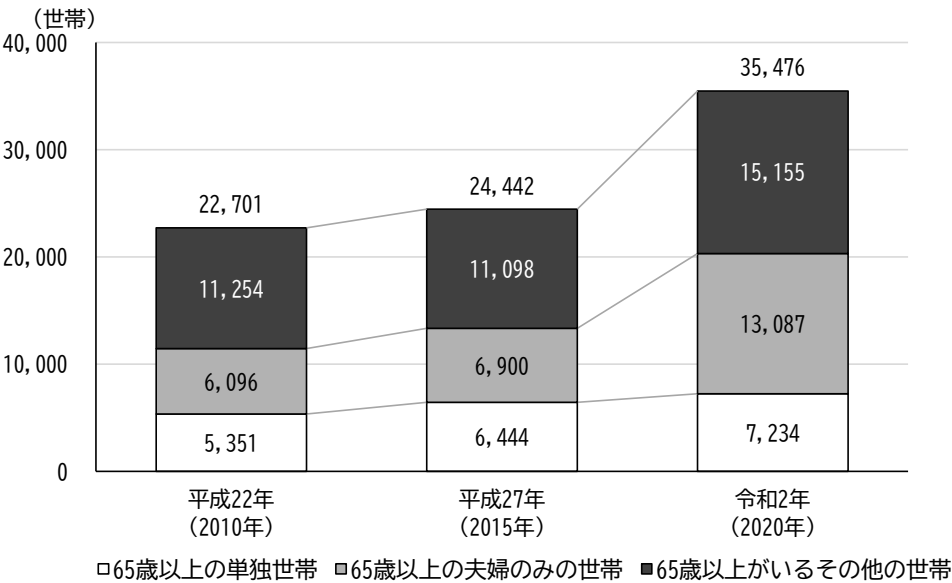
《出典：桐生市の全住民人口統計表（自治組織別） 各年3月末現在》

■高齢者世帯数の推移



《出典：国勢調査》

65 歳以上がいる世帯の内訳



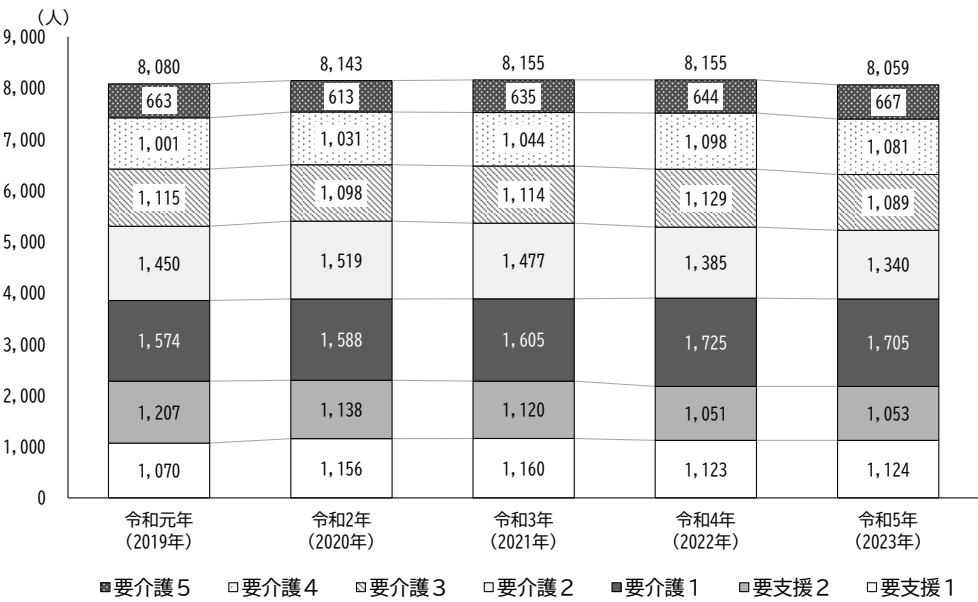
出典：国勢調査

要支援認定・要介護認定状況

桐生市の要支援認定者数は、ほぼ横ばいとなっています。

一方で、要介護認定者数は増加傾向となっておりましたが、令和5（2023）年に減少し 5,882 人となっています。

要支援認定者・要介護認定者数の推移

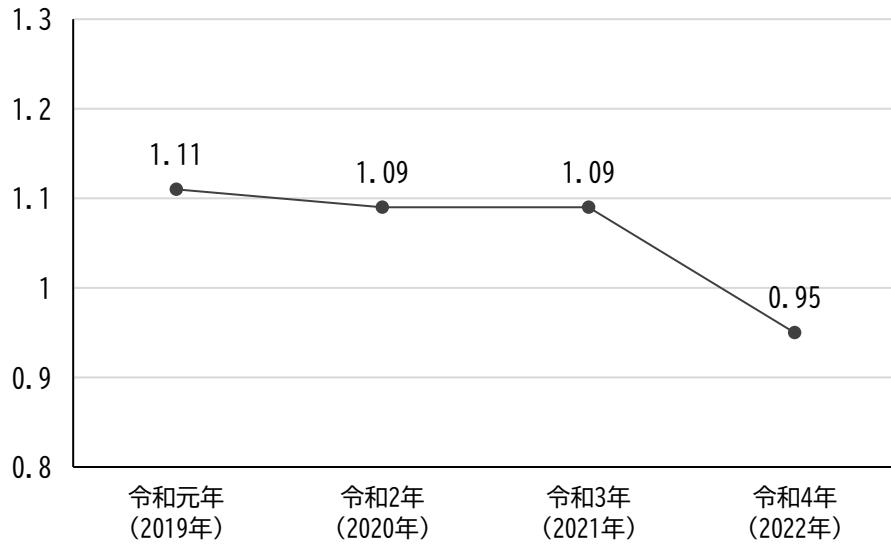


出典：介護保険事業状況報告（各年9月末日現在）

④合計特殊出生率

桐生市の合計特殊出生率は、減少傾向となっており、令和4(2022)年には0.95となっています。

■合計特殊出生率の推移

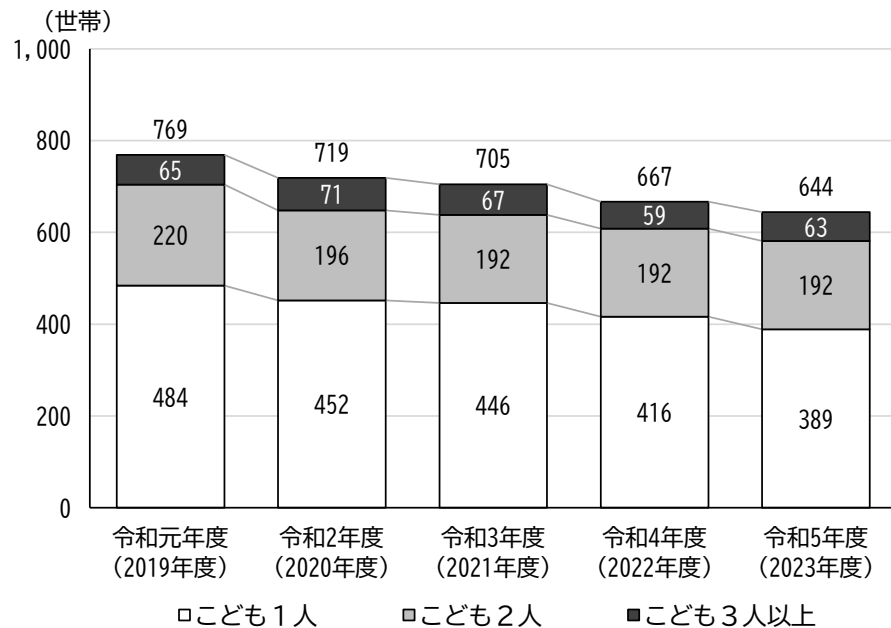


《出典：群馬県人口動態調査》

⑤児童扶養手当受給者世帯状況

桐生市の児童扶養手当を受けている世帯は、減少傾向となっており、令和5(2023)年度には644世帯となっています。

■児童扶養手当別受給世帯者数の推移



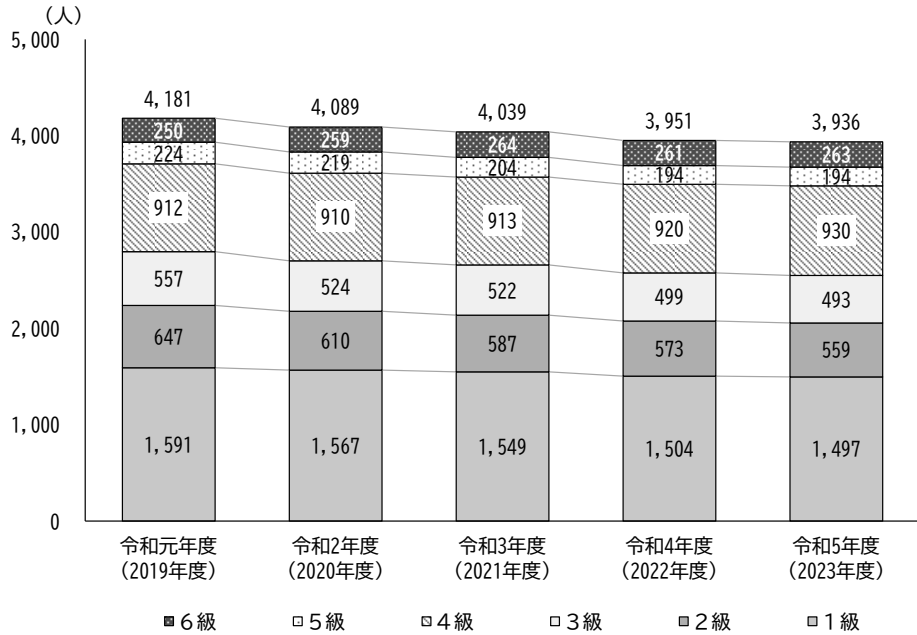
《出典：子育て支援課 事務事業報告書から引用（各年度3月末日現在）》

(3) 障がい者の状況

①身体障害者手帳の所持者

桐生市の身体障害者手帳の所持者は、減少傾向となっており、令和5(2023)年度には 3,936 人となっています。

■身体障害者手帳の所持者の推移

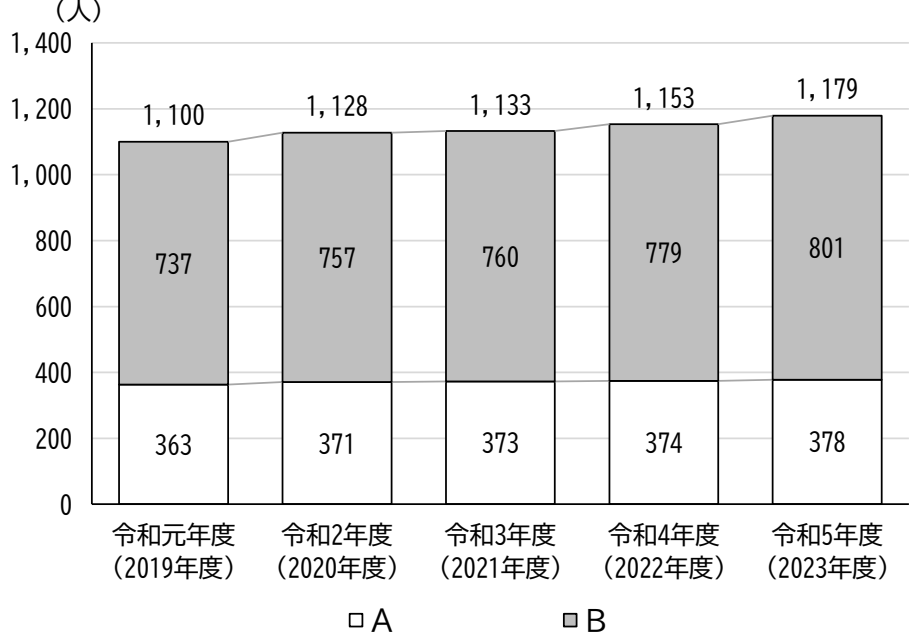


※出典：福祉課資料（各年度3月末日現在）※

②療育手帳の所持者

桐生市の療育手帳の所持者は、増加傾向となっており、令和5(2023)年度には 1,179 人となっています。

■療育手帳の所持者の推移

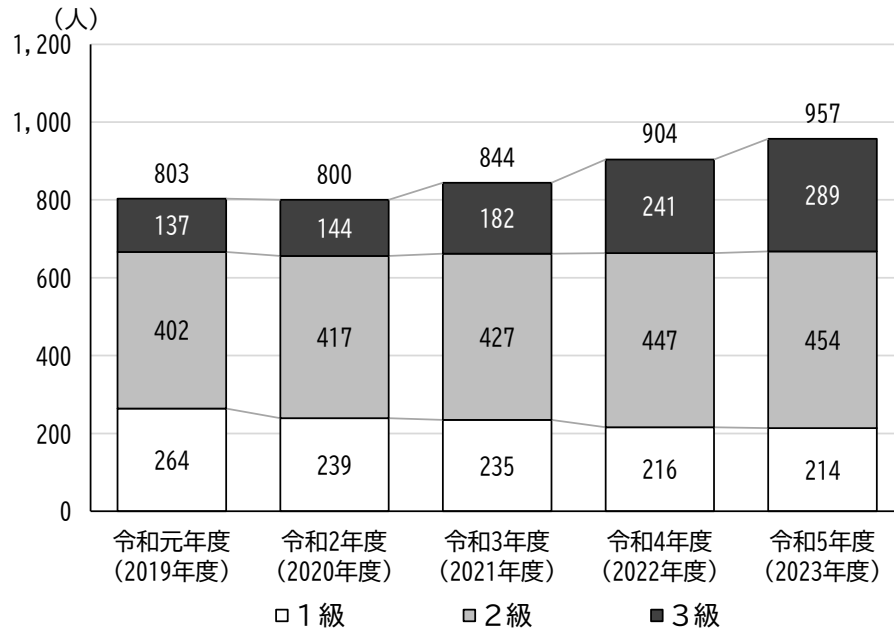


※出典：福祉課資料（各年度3月末日現在）※

③精神障害者保健福祉手帳の所持者

桐生市の精神障害者保健福祉手帳の所持者は、増加傾向となっており、令和5（2023）年度には957人となっています。

■精神障害者保健福祉手帳の所持者の推移



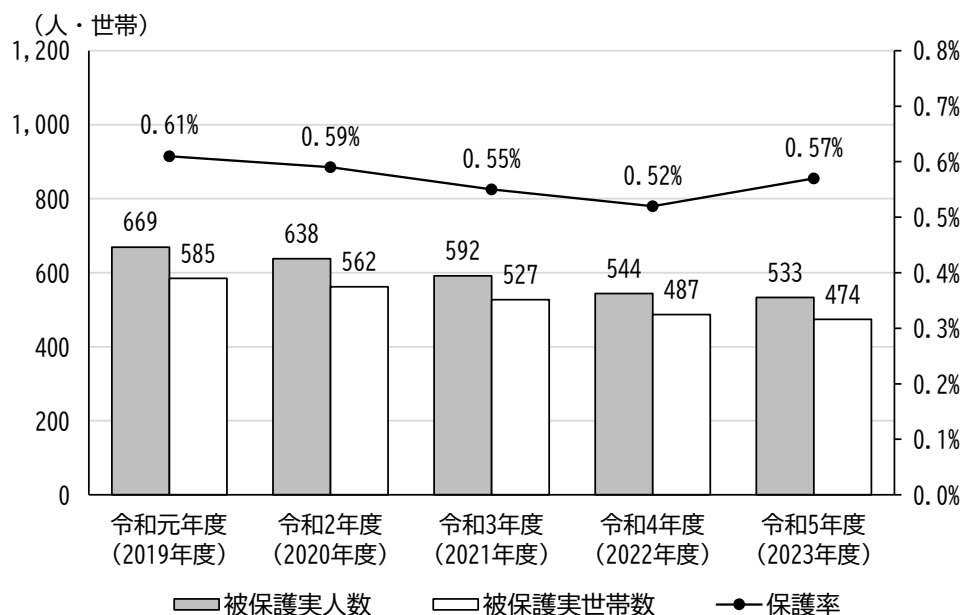
※出典：福祉課資料（各年度3月末日現在）※

（4）生活保護受給の状況

桐生市の生活保護受給者数及び受給世帯数は、ともに減少傾向となっており、令和5（2023）年度には生活保護受給者数が533人、受給世帯数が474世帯となっています。

一方で、保護率※¹は減少傾向となっておりましたが、令和5（2023）年度に増加し0.57%となっています。

■生活保護受給者数及び受給世帯数・保護率の推移



※出典：福祉課資料 事務事業報告書（各年度毎月平均値）※

※1 【保護率】：人口100人に対しての保護受給者数

2 調査からみる地域の現状

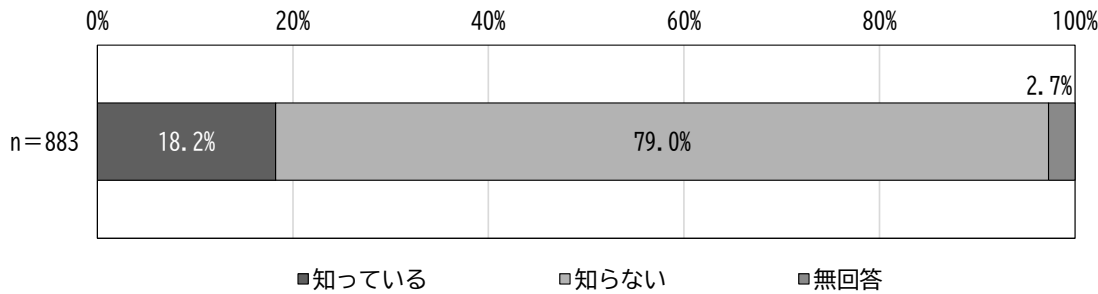
(1) 市民アンケートの結果

第4次計画に市民の意見や考え方を反映させるために、市内在住の18歳以上の市民2,000人(無作為抽出)を対象に市民アンケートを実施したところ、883人(回答率44.2%)から回答を得ました。このアンケートで地域福祉に関する市民の意識を調査したところ、次のような課題が見受けられました。

①安心・安全の地域づくりについて

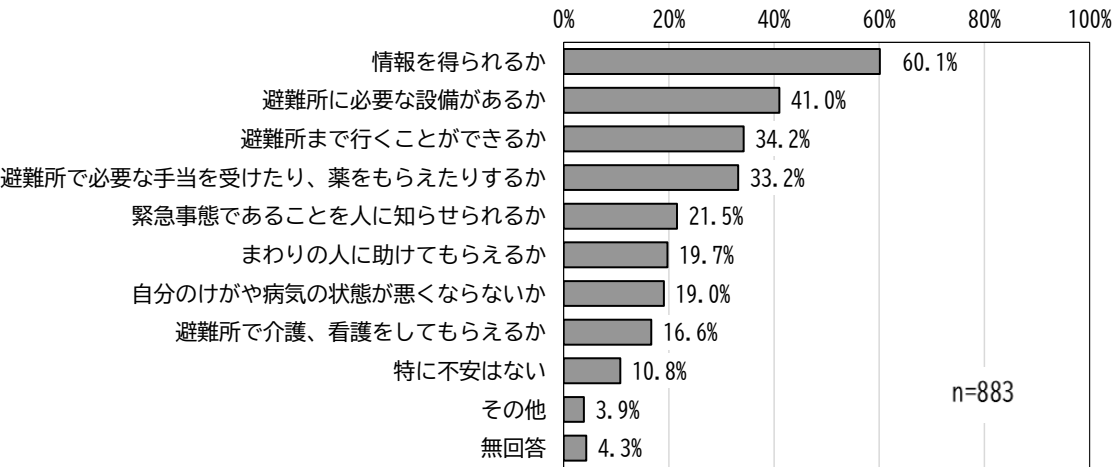
避難行動要支援者制度(登録名簿)の認知度について聞いたところ、「知っている」が18.2%に対し、「知らない」が79.0%を占めており、制度の周知徹底が必要です。

■避難行動要支援者制度(登録名簿)の認知度



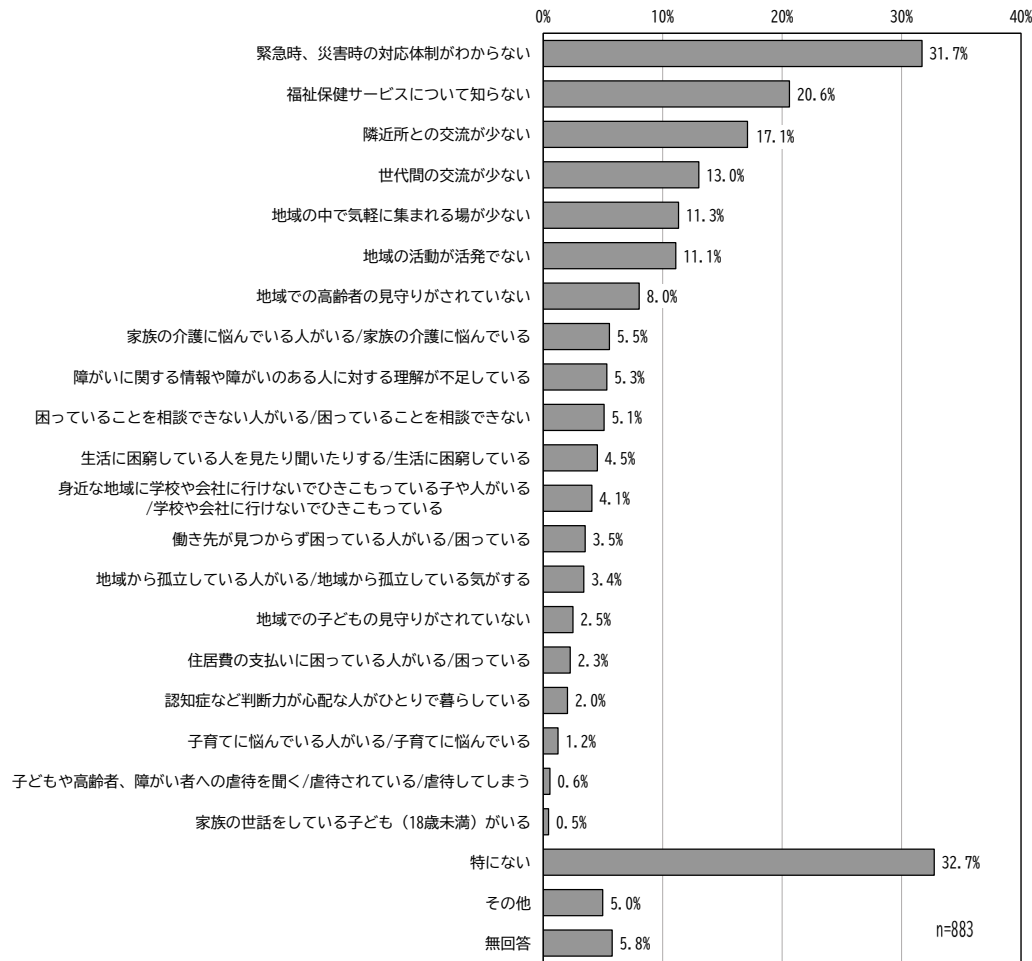
災害時の避難や対応について不安に思うことについて聞いたところ、「情報を得られるか」が60.1%と最も高くなっており、災害時における情報提供の重要性がうかがえます。

■災害時の避難や対応について不安に思うこと



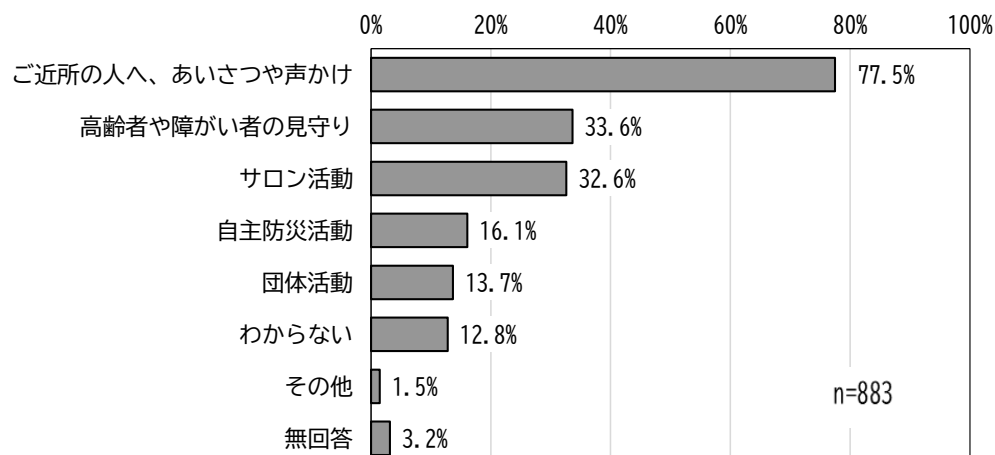
住んでいる身近な地域の中で具体的に心配なことについて聞いたところ、「緊急時、災害時の対応体制がわからない」や「福祉保健サービスについて知らない」が高くなっており、情報提供の徹底や、周知徹底が必要です。

■住んでいる身近な地域の中で具体的に心配なこと



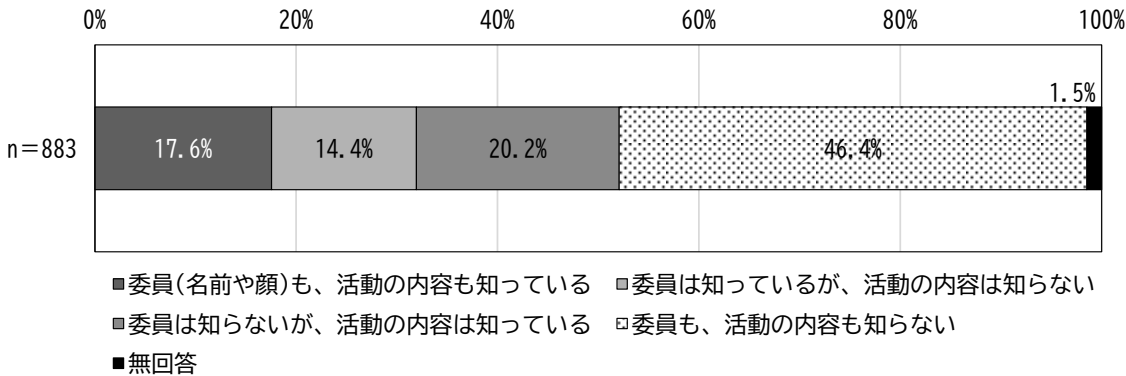
地震や火災等の災害時に住民同士が協力し合うために必要なことについて聞いたところ、「ご近所の人へ、あいさつや声かけ」が 77.5%と最も高くなっており、住民同士のつながりや地域コミュニティの活性化が必要です。

■地震や火災等の災害時に住民同士が協力し合うために必要なこと



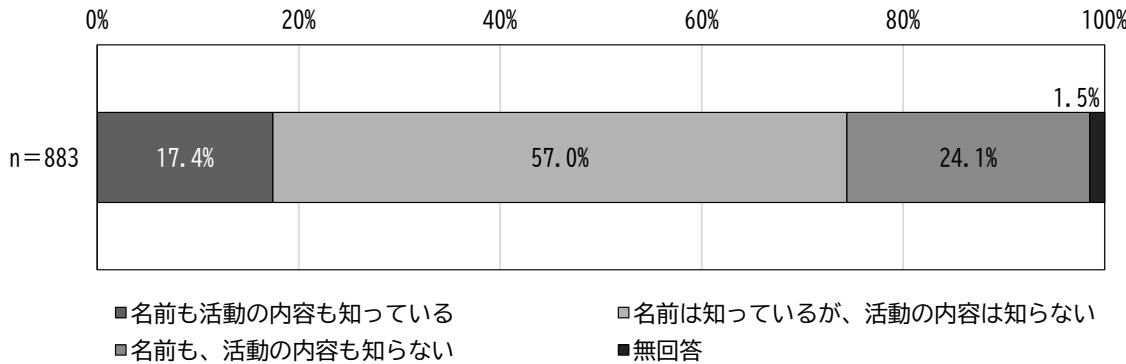
民生委員・児童委員の認知度について聞いたところ、「委員も、活動の内容も知らない」が46.4%で最も高くなっており、委員と活動の両方の周知の必要性がうかがえます。

■避難行動要支援者制度（登録名簿）の認知度



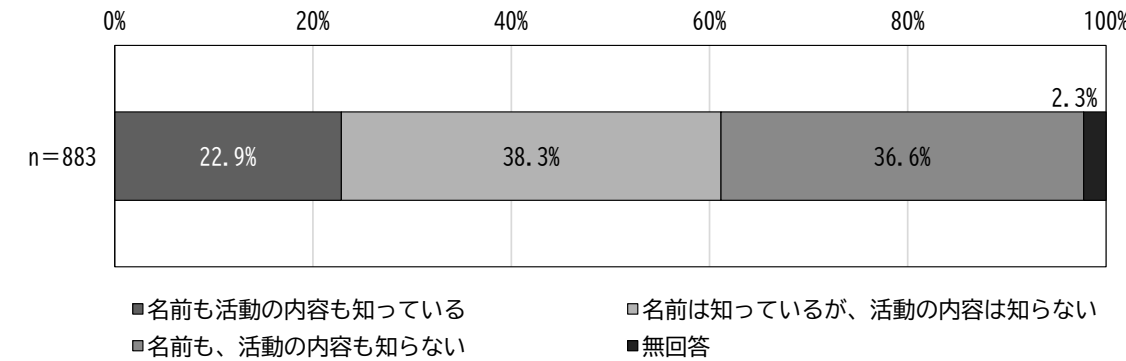
桐生市社会福祉協議会の認知度について聞いたところ、「名前は知っているが、活動の内容は知らない」が57.0%で最も高くなっており、特に活動内容の周知の必要性がうかがえます。

■桐生市社会福祉協議会の認知度



地域包括支援センターの認知度について聞いたところ、「名前は知っているが、活動の内容は知らない」と「名前も、活動の内容も知らない」を合わせた『活動の内容は知らない』が74.9%で高くなっており、活動内容の周知の必要性がうかがえます。

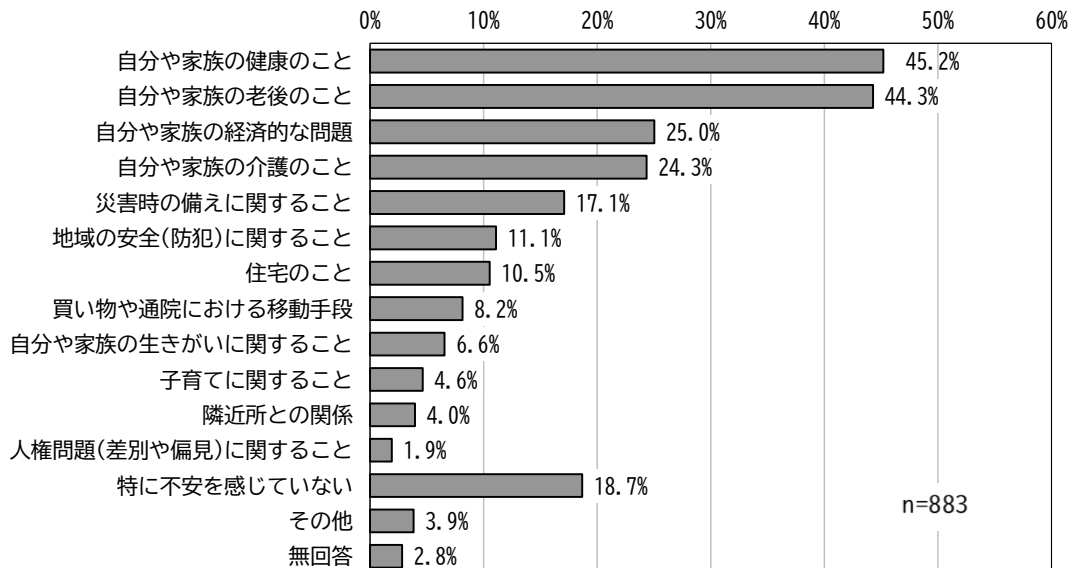
■地域包括支援センターの認知度



②支え合いの仕組みづくりについて

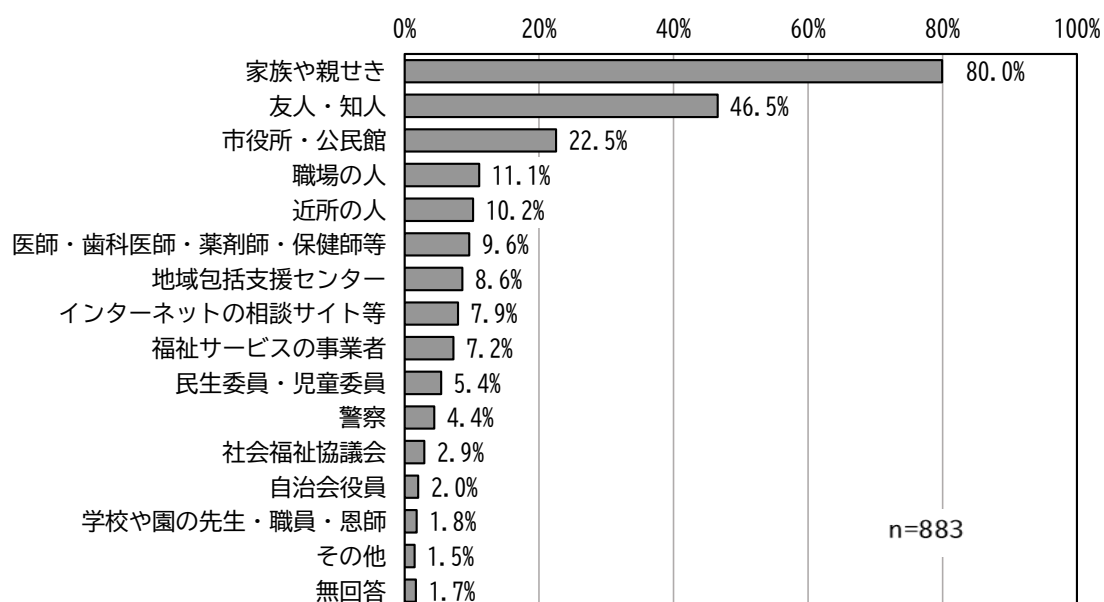
日常生活で不安を感じる困りごとや悩みごとについて聞いたところ、「自分や家族の健康のこと」が45.2%と最も高くなっており、次いで「自分や家族の老後のこと」が44.3%となっています。一方、「特に不安を感じていない」は18.7%となっています。

■日常生活で不安を感じる困りごとや悩みごと



困りごとがあった際の相談先について聞いたところ、「家族や親せき」が80.0%で最も高くなっており、次いで「友人・知人」が46.5%、「市役所・公民館」が22.5%となっています。このことから、多くの人が困りごとの起こったときは身近な人に相談していることとともに、公的機関での相談支援が求められていることもうかがえます。

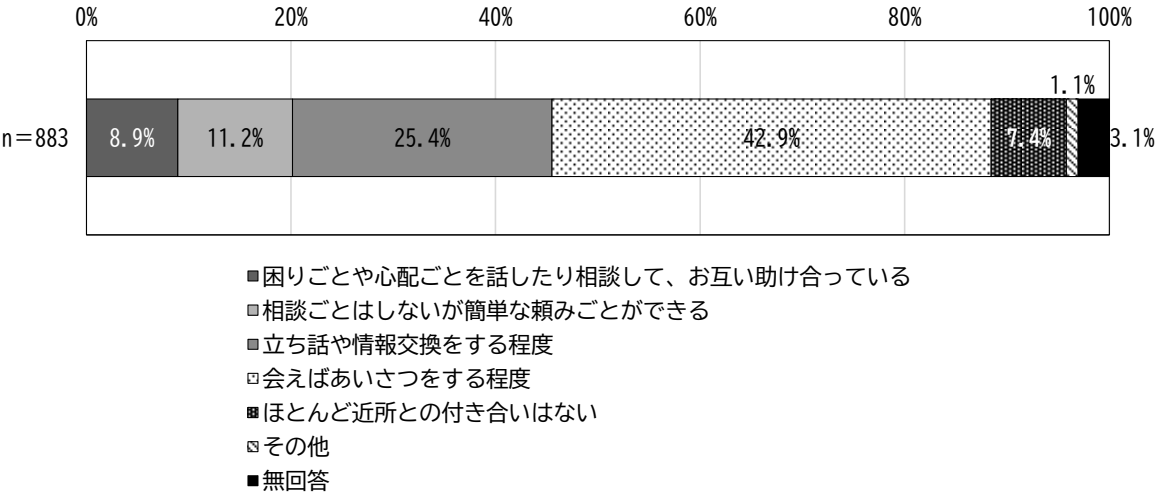
■困りごとがあった際の相談先



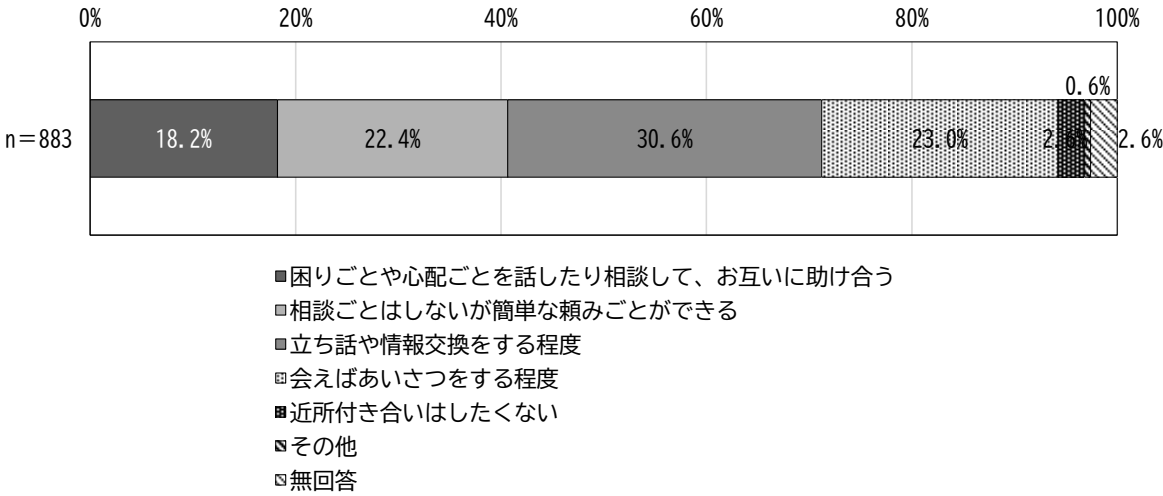
近所付き合いの程度について聞いたところ、「会えばあいさつをする程度」が 42.9%と最も高くなっており、近所とは必要以上の付き合いをしていない人が多いことがうかがえます。

一方、近所付き合いに対する望ましい距離感について聞いたところ、「立ち話や情報交換をする程度」が 30.6%と最も高く、次いで「会えばあいさつをする程度」が 23.0%となっています。このことから、実際の近所付き合いと望ましい距離感とではギャップがあることがうかがえます。

■近所付き合いの程度



■近所付き合いに対する望ましい距離感



近所の助け合いとしてできると思うことについて聞いたところ、「安否確認の声かけ」が56.9%と最も高く、次いで「災害時の避難の手助け」が53.0%となっています。

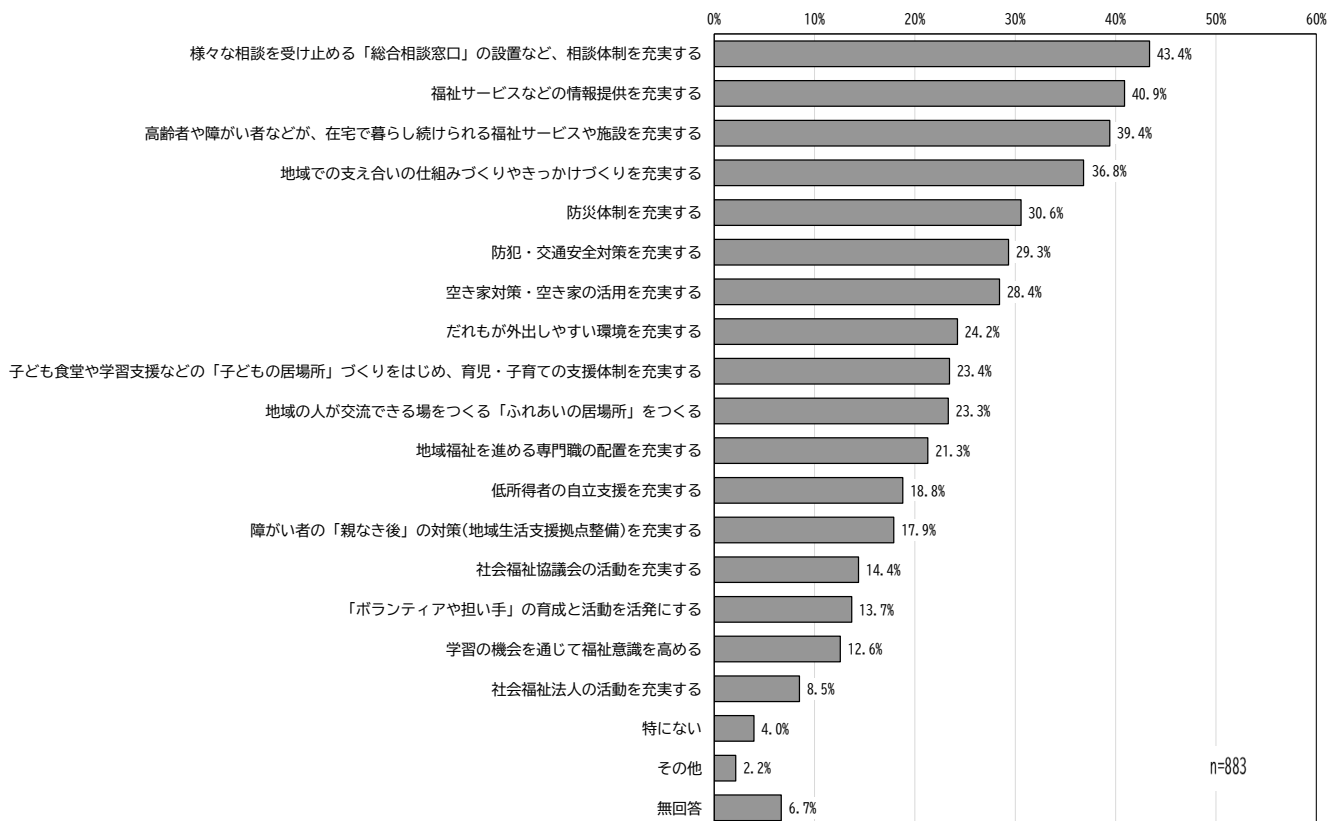
一方で、近所の手助けとして、してほしいことについて聞いたところ、「災害時の避難の手助け」が48.9%と最も高く、次いで「安否確認の声かけ」が44.4%となっています。このことから、助け合いでできることと、してほしいことの主要な要望は同じであることがうかがえます。

■「近所付き合いとしてできると思うこと」と「近所付き合いとして、してほしいこと」

	第1位	第2位	第3位
近所の助け合いとしてできると思うこと	安否確認の声かけ 56.9%	災害時の避難の手助け 53.0%	趣味や世間話などの話し相手 37.8%
近所の手助けでしてほしいこと	災害時の避難の手助け 48.9%	安否確認の声かけ 44.4%	趣味や世間話などの話し相手 24.0%

地域福祉を推進していくために重要なことについて聞いたところ、「様々な相談を受け止める「総合相談窓口」の設置など、相談体制を充実する」が43.4%と最も高く、次いで、「福祉サービスなどの情報提供を充実する」が40.9%、「高齢者や障がい者などが、在宅で暮らし続けられる福祉サービスや施設を充実する」が39.4%、「地域での支え合いの仕組みづくりやきっかけづくりを充実する」が36.8%となっています。

■地域福祉を推進していくために重要なこと



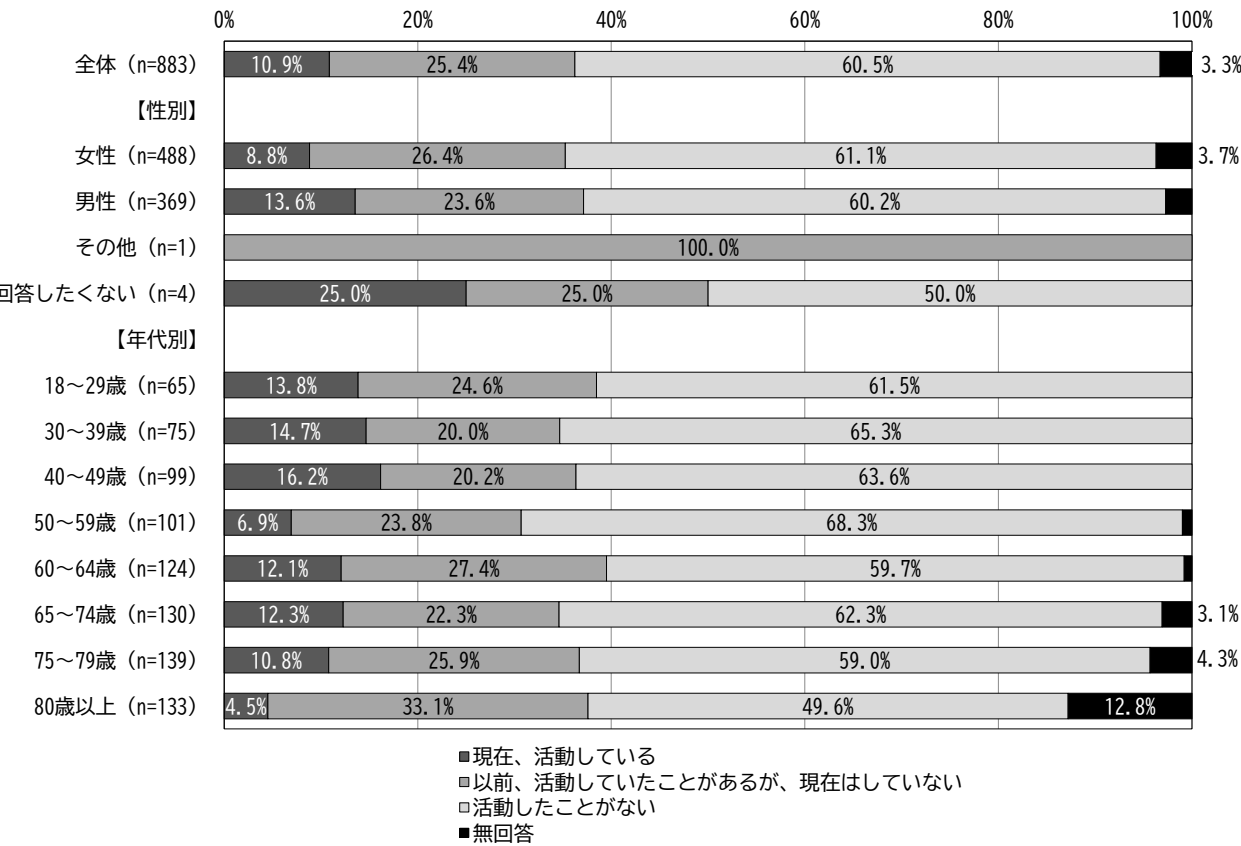
③地域を支える人づくり・活動促進について

ボランティア・市民活動経験の有無について聞いたところ、全体でみると「活動したことがない」が60.5%と最も高くなっています。

また、性別別でみると、「現在、活動している」と回答した割合は、女性が8.8%に対して、男性は13.6%となっています。

年代別でみると、「現在、活動している」と「以前、活動していたことがあるが、現在はしていない」を合計した、「今までにボランティア活動をしたことがある」人は全ての年代で30%を超えています。

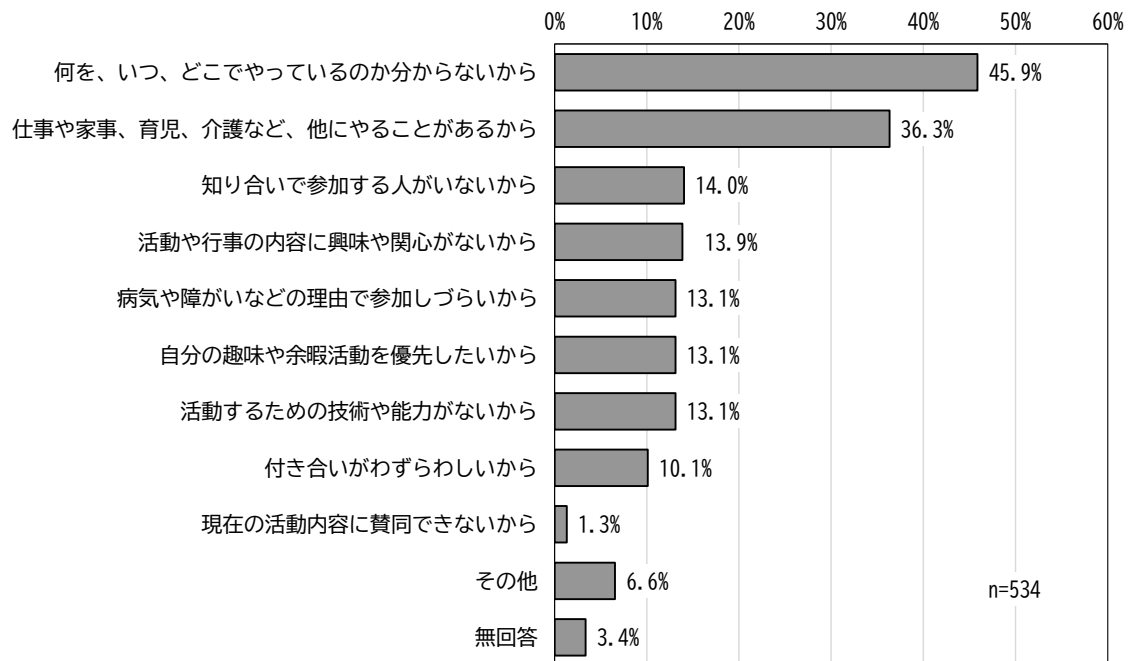
■ボランティア・市民活動経験の有無



ボランティア・市民活動に参加したことがない理由について聞いたところ、「何を、いつ、どこでやっているのか分からないから」が 45.9%と最も高くなっています。このことから、適切な情報が必要な人やほしい人に届いていないことがうかがえます。

年代別にみると、「何を、いつ、どこでやっているのか分からないから」については、30～39 歳が 61.2%、60～64 歳が 60.8%で全体に比べて高くなっています。

■ ボランティア・市民活動に参加したことがない理由



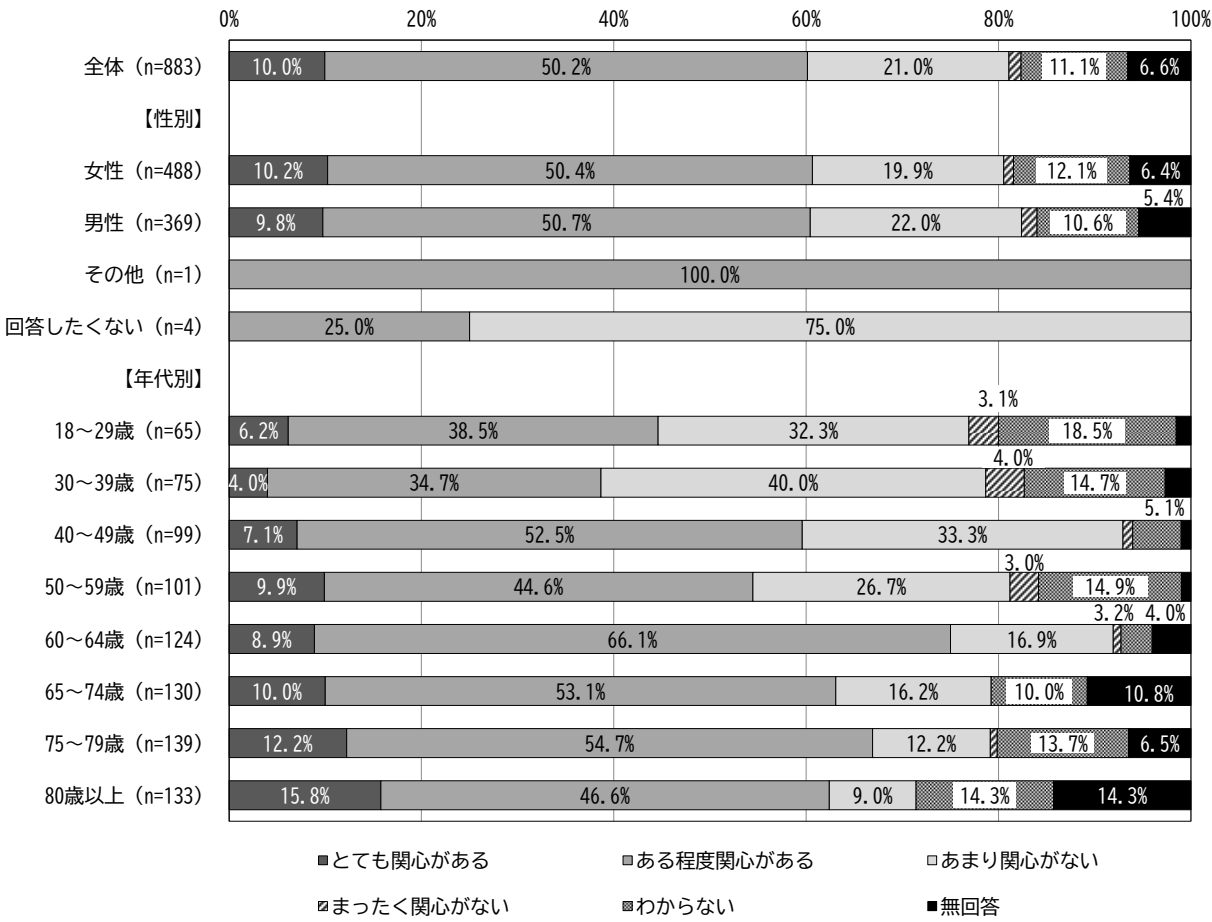
地域福祉への関心度について聞いたところ、全体では「とても関心がある」(10.0%)と「ある程度関心がある」(50.2%)を合わせた『関心がある』は60.2%となっています。

性別別でみると、男性の「あまり関心がない」と答えた方が、女性に比べ2.1ポイント多くなっています。

年代別でみると、『関心がある(計)』は60～64歳が75.0%と最も多く、次いで75～79歳が66.9%、65～74歳が63.1%となっています。

また、『関心がない(計)』では、30歳代が44.0%と最も多くなっています。

■地域福祉への関心度



(2) 地域福祉活動計画地区別懇談会の結果

行政 22 地区別に地区別懇談会を実施し、延べ 592 人が参加者で地域福祉課題の把握及びその解決策などについて話し合い、意見をいただきました。テーマとしては、交流や居場所・サロン、近所付き合いや地域情報、地域の担い手、子どもや高齢者、移動手段、防災や災害時の支援などに関して、次のような課題が見受けられました。

項目	主な課題
地域の交流	・多世代の交流機会が少なくなっている（特に子どもを通じた交流の少なさ） ・交流や集いの場の担い手や参加者が少ない ・交流の場のあるところとないところがある ・住民同士のつながりが希薄化している ・自治会に入らない人が増えている ・施設入所や家族と同居するために転居する際、声をかけないで出る方が多いため、把握できない人がいる
サロン	・コロナ禍の影響で参加者が減少した ・男性の参加者が少ない ・移動手段がないと参加できない ・運営者、参加者ともに高齢化している ・開催できる場所、運営費がない ・参加者が固定している
近所付き合い /地域情報	・住民同士のつながりが少ない ・交流の場の減少 ・マンション、集合住宅住人の情報不足 ・商店街のドーナツ化現象 ・若い世代の情報を把握できない ・高齢者夫婦のみ世帯や 8050 世帯などの把握が難しい ・プライバシーの壁が高くなっている
地域の担い手や 地域活動	・若い世代がいないため、世代交代ができない ・町内の活動に積極的な人がいない ・役員の高齢化 ・地域活動を知らない住民が多い ・若者が減った事により、廃品回収がなくなってしまった ・学校と地域の連携がもっとうまくいけばよい ・地域活動に参加しない人に情報共有できない ・他団体と情報交換ができない
子ども/親	・子どもが少ない ・育成会に親が参加しない ・こどもの遊ぶ場所が少なくなった ・住民が避難場所を把握できていない
高齢者	・独居高齢者の孤独死や火事 ・独居や身寄りのない方が増えている ・老老介護の世帯が多い ・ゴミステーションまでゴミを持っていけない人がいる

項目	主な課題
移動手段	・バスに乗り慣れていないと利用が難しい ・買い物弱者がいる ・バス停が遠いと、足の悪い人が利用できない ・車がないと生活ができないため、高齢になっても運転をしている
防災や災害時の支援	・災害時、避難ができない人への体制が整っていない ・防災情報が住民に届いていない
空き家	・空き家が多い ・空き家の増加にともない、空き巣被害も発生している ・空き家で草木が伸び放題になっているが、勝手に切ることが出来ず、どう対応していいかわからない
その他	・働く場がない ・少子高齢化が進んでいる ・育成会、老人会、婦人会等地域の組織が解散した ・集会所の利用者が減少 ・地域での交流が減り、近所の方と話す機会もなく、地域で困ったことがあっても他人事とわれてしまう ・野良猫の増加

3 桐生市の地域福祉・地域福祉推進に係る課題

(1) 安心・安全の地域づくりについて

市民アンケートの結果をみると、避難行動要支援者制度（登録名簿）の認知度は、「知っている」が18.2%に対し、「知らない」が79.0%を占めており、安心・安全な地域づくりにむけて制度の周知徹底が必要です。災害時の避難や対応について不安に思うこととしては、約6割の市民が「情報を得られるか」と回答しており、住んでいる身近な地域の中で具体的に心配なことについては、約3割の市民が「緊急時、災害時の対応体制がわからない」と回答していることから、実際の災害時における地域の情報連絡体制を整える必要があります。

また、地震や火災等の災害時に住民同士が協力し合うために必要なことについては、約8割の市民が「ご近所の人へ、あいさつや声かけ」と回答しており、住民同士のつながりや地域コミュニティの活性化が必要です。

地域福祉活動をけん引する民生委員・児童委員、活動拠点としての桐生市社会福祉協議会、地域包括支援センターの認知度は、いずれも2割前後となっており、決して高くありません。

地区別懇談会の結果をみると、「災害時、避難ができない人への体制が整っていないこと」、「防災情報が住民に届いていないこと」、「空き家の増加にともない、空き巣被害も発生していること」などが自治会役員や民生委員・児童委員、地域包括支援センター職員等の関係者に主な課題として共有されています。

(2) 支え合いの仕組みづくりについて

市民アンケートの結果をみると、日常生活で不安を感じる困りごとや悩みごとは、「自分や家族の健康のこと」や「自分や家族の老後のこと」、「自分や家族の経済的な問題」、「自分や家族の介護のこと」が高くなっています。「自分や家族の健康のこと」や「自分や家族の老後のこと」が高くなっていることから、健康や老後の不安に対する相談体制の拡充こそが安心して暮らすことのできる仕組みづくりには不可欠だといえます。また、困りごとがあった際の相談先は、「家族や親せき」、「友人・知人」に次いで、「市役所や公民館」が3番目に高くなっており、公的機関における相談支援の重要性がうかがえます。

近所付き合いの程度については、「会えばあいさつをする程度」が42.9%と最も高くなっており、住民同士のつながりの希薄化がうかがえる一方で、近所付き合いに対する望ましい距離感については、「立ち話や情報交換をする程度」が30.6%と最も高く、実際の近所付き合いと望ましい距離感とでは多少のギャップがあります。また、近所の助け合いとしてできると思うことと、してほしいことの主要な要望（安否確認の声掛けや災害時の手助け）は同じであることから、地域の住民同士を地域としていかに繋いでいくかが、お互いに助け合える関係の構築にとって重要な課題です。

地域福祉を推進していくために重要なことは、「様々な相談を受け止める「総合相談窓口」の設置など、相談体制を充実する」や「福祉サービスなどの情報提供を充実する」、「高齢者や障がい者などが、在宅で暮らし続けられる福祉サービスや施設を充実する」、「地域での支え合いの仕組みづくりやきっかけづくりを充実する」が高くなっています。

地区別懇談会の結果をみると、「多世代の交流機会が少なくなっている（特にこどもを通じた交流の少なさ）こと」、「住民同士のつながりが希薄化していること」、「サロンの参加者の高齢化や固定化」などが、自治会役員や民生委員・児童委員、地域包括支援センター職員等の関係者に主な課題として共有されています。

（3）地域支える人づくり・活動促進について

市民アンケートの結果をみると、ボランティア・市民活動経験の有無については、参加したことがないと回答した人が6割以上であり、参加したことがない主な理由として「何を、いつ、どこでやっているのか分からないから」が45.9%となっています。ボランティアをはじめとした地域福祉をより身近に、より主体的なものとして捉えてもらうためには、地域でどのような活動が行われているのかについて、具体的に、必要な人やほしい人へ届けることが重要です。

また、地域福祉への関心度は、全体では市民の6割が「関心がある」と回答した一方で、年代別でみると、高齢になるにつれて「関心がある」と回答した割合は高くなる傾向にあります。地域全体で地域福祉の機運を高めていくためにも、年代を問わず福祉活動を促進していくことが大きな課題です。

地区別懇談会の結果をみると、「地域活動のリーダーや地域の担い手の世代交代ができず、役員が高齢化していること」、「地域活動を知らない住民が多いこと」、「地域活動に参加しない人に情報共有できないこと」などが、自治会役員や民生委員・児童委員、地域包括支援センター職員等の関係者に主な課題として共有されています。

第 3 章 計画の基本的な考え方

1 目指すべき姿（基本理念）

第1次計画、第2次計画ではともに「一人一人の暮らしを地域全体で支え合えるまち」という基本理念のもと、計画を作成しました。その後の第3次計画では、上位計画である「桐生市総合計画」と整合性を図り、「地域共生社会の実現や、『市民の誰もが住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らすことのできる地域づくり』を目指し、地域福祉の向上を図ります」としました。

第4次計画では、施策の一貫性・継続性の観点から第3次計画の基本理念を踏襲し、「地域共生社会の実現や、『市民の誰もが住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らすことのできる地域づくり』を目指し、地域福祉の向上を図ります」とします。

【 基本理念 】

地域共生社会の実現や、『市民の誰もが住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らすことのできる地域づくり』を目指し、
地域福祉の向上を図ります

2 基本目標

第4次計画では、第3次計画の基本目標を踏まえ、その後の社会情勢や国・県の動き、アンケート結果等から見られる地域福祉の課題への対応を考慮して、下記の3つの基本目標に向けた施策体系を進めていくこととします。

基本理念	基本目標	取組の方向性
地域共生社会の実現や、『市民の誰もが住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らすことのできる地域づくり』を目指し、 地域福祉の向上を図ります	1 安心・安全 の地域づくり	1-1 適切な福祉情報の提供 1-2 福祉サービスの整備・充実 1-3 災害福祉支援体制の強化
	2 支え合いの 仕組みづくり	2-1 地域における権利擁護の推進 2-2 住み慣れた地域での生活の充実 2-3 健康・介護予防の推進 2-4 地域全体によるネットワーク化の推進
	3 地域を支える人づくり ・活動の促進	3-1 福祉人材の育成 3-2 福祉教育の推進 3-3 福祉活動の推進 3-4 地域福祉推進のための協働

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

資料編

【 計画推進のイメージ図 】

基本理念である「市民の誰もが住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らすことのできる地域づくり」の実現、深化に向けて、支部社会福祉協議会単位を基礎とした定期的な地域情報の共有の場の設置を行います。

この上に、「基本目標1 安心・安全の地域づくり」から始まり、「基本目標2 支え合いの仕組みづくり」を行い、最終的に「基本目標3 地域を支える人づくり・活動の促進」を図ることで、基本理念の達成、深化を目指します。基本理念の達成、深化に向けては、行政、社会福祉協議会、社会福祉関係者、地域住民が協働・連携しながら進めていきます。

【 基本理念 】

地域共生社会の実現や、『市民の誰もが住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らすことのできる地域づくり』を目指し、地域福祉の向上を図ります

基本目標1 『安心・安全の地域づくり』

基本目標2 『支え合いの仕組みづくり』

基本目標3 『地域を支える人づくり・活動の促進』

【 土台・基礎 】

支部社会福祉協議会を単位とした定期的な地域情報の共有の場

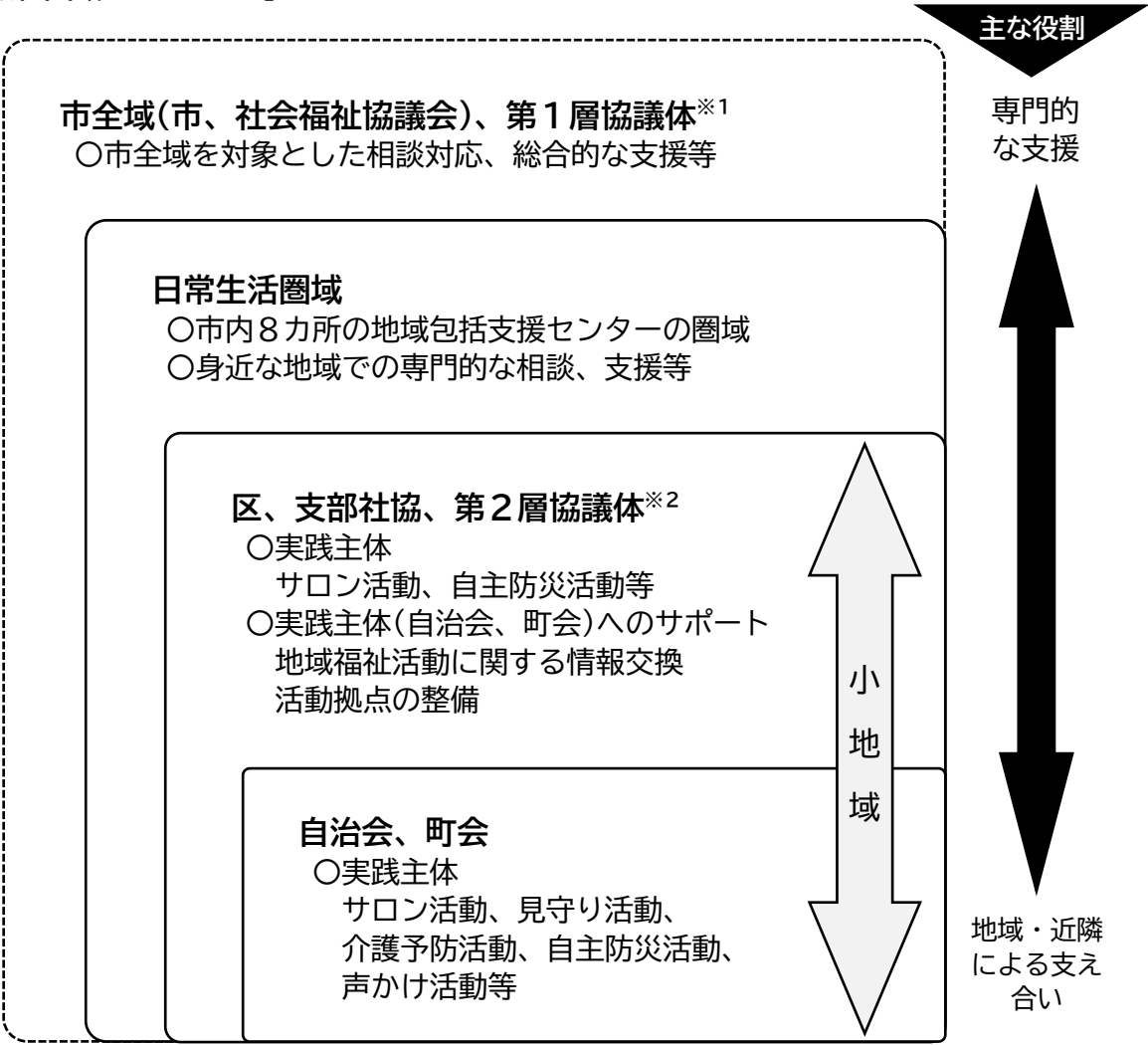
3 圏域設定の考え方

第4次計画では、地域福祉を推進するため、地域福祉活動の圏域を設定します。

圏域設定は、包括的な支援体制を整備していくうえで、「住民の身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し、解決を試みることができる環境を作るために重要です。

また、第4次計画が中心となって、地域福祉を推進する基礎となる圏域を設定することで、分野別計画や関連施策等との調整を図ります。

【 取組圏域のイメージ 】



地域福祉活動には、圏域を超えた活動をしている団体があります。地域に密着した小地域での活動だけでなく、団体によっては、目的に応じて活動圏域が異なります。

※1 【第1層協議体】：市全域において多様な主体間の情報共有及び連携・協働によるサービスや資源開発等を行う。

※2 【第2層協議体】：区または支部社会福祉協議会単位で地域ニーズの把握や情報共有及び資源開発等を行う。

第4章 施策の展開

基本目標1 安心・安全の地域づくり

1 適切な福祉情報の提供



■ 現状と課題

広報きりゅう、ホームページ、SNS、社協だより等、様々な手段を活用し、福祉サービスに関する情報提供を行っています。

市民アンケート調査の結果では、地域福祉を推進していくために重要なことの第2位として「福祉サービスなどの情報提供を充実すること」があがっています。また、地区別懇談会においても、情報発信の不足が課題としてあがっています。

これらのことから、第4次計画の周知をはじめ、適切な福祉情報の提供を行うとともに、必要とする人に必要な情報が届くよう、高齢者や障がい者をはじめ、誰もが掲載情報を不自由なく利用でき、必要な情報を入手できる環境づくりを進めていく必要があります。

□ 取組内容

- ① 福祉情報提供の充実
- ② 計画の周知

① 福祉情報提供の充実

【市の取組】

- ◆ 「広報きりゅう」、ホームページ及びSNS等を活用し、市民に広く福祉サービス情報を発信・提供します。
- ◆ 媒体や周知方法を工夫した福祉情報の提供に努め、若い世代への情報発信の強化として、SNS等を活用し、多様な手段で必要な情報を発信します。
- ◆ 各事業のパンフレット等に社会福祉協議会や地域包括支援センター等の相談窓口を掲載し、市民に相談窓口の周知を行います。

【社会福祉協議会の取組】

- ◇ 「社協だより」、ホームページ及びSNS等を活用し、住民に広く福祉サービス情報を発信・提供します。
- ◇ 各事業の案内を点訳、音訳し、多様な手段で必要な情報を幅広く発信します。

【市民・地域の取組】

- 広報紙やホームページ等から適切な福祉情報を入手しましょう。
- 回覧板等、地域における情報伝達の体制を整えましょう。

② 計画の周知

【市の取組】

- ◆ 第4次計画を、公民館等市有施設に配置し、計画書の周知を行います。
- ◆ 毎年度、推進委員会において進捗状況を評価し、その結果を市ホームページにて公表します。

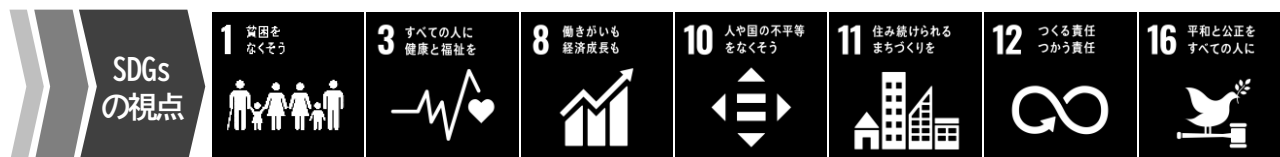
【社会福祉協議会の取組】

- ◇ 毎年度、推進委員会において第4次計画の進捗状況を評価し、その結果を本会ホームページにて公表するとともに、支部社会福祉協議会活動や地区別懇談会の開催を通じて定期的に住民に周知を行い、第4次計画への理解を図ります。
- ◇ 第4次計画の音訳と点訳による周知を行います。

【市民・地域の取組】

- 第4次計画に基づき実施される事業に参画し、地域福祉推進に関する理解を深めましょう。

2 福祉サービスの整備・充実



■ 現状と課題

福祉分野における「介護保険サービス」、「障害福祉サービス」、「子ども・子育て支援事業」等については、各個別計画によって各種サービスの整備が進んでいます。

地域で自立した生活が送れるよう、地域の様々な関係団体や機関と連携し、福祉サービスの提供体制を整備していく必要があるため、常に地域と連携していくことが求められています。

市民アンケートでは、桐生市及び桐生市社会福祉協議会で行っている現在の「地域福祉」に関する取組の充実度について、約2割が「充実していない」と回答しており、活動内容のさらなる周知や、福祉サービス充実が課題となっています。

さらなる福祉サービスの充実はもとより、住民ニーズに合わせた基盤整備と、サービスの質の確保が必要となっています。

□ 取組内容

- ① 相談支援拠点の整備
- ② 住民ニーズに合わせた基盤整備
- ③ 支援が必要な人への支援体制の構築
- ④ サービスの質の確保

① 相談支援拠点の整備

【 市の取組 】

- ◆ 高齢者、障がい者、子育て世帯など各相談者に合わせた相談支援体制の充実を図り、複合課題に対しては、庁内の分野横断的な連携を図ります。
- ◆ 「断らない相談」を目指し、他分野との連携を図り、各地域において多様な相談を受け止める体制を整備します。
- ◆ 分野ごとの相談体制を強化します。
 - ・ 在宅医療介護連携センターきりゅうの機能強化
 - ・ 認知症初期集中支援チームの機能強化
 - ・ 認知症地域支援推進員の活動推進
 - ・ 桐生市障害者基幹型相談室の運営
 - ・ こども家庭センターの設置
 - ・ 地域子育て相談機関の設置
 - ・ 子どもすこやかホットラインの開設 等

【 社会福祉協議会の取組 】

- ◇ 地区担当職員が地域で開催されるサロン等集いの場へ出向き、積極的に相談を受け付けます。
- ◇ 窓口で受けた相談を断ることなく支援に繋がります。
- ◇ 社会福祉法人と連携し、相談支援体制の充実を図ります。

【 市民・地域の取組 】

- 各機関等の相談窓口を把握し、支援が必要な世帯と感じたら、ためらわずに相談しましょう。
- 問題を家族・個人で抱え込まず、行政機関や社会福祉協議会、民生委員・児童委員に相談しましょう。

② 住民ニーズに合わせた基盤整備

【市の取組】

- ◆ 社会情勢、国や県の動向を踏まえ、各福祉行政計画に基づき、福祉サービス及び公共施設のさらなる整備・拡充を図ります。

【社会福祉協議会の取組】

- ◇ 住民が主体となり運営されるサロン活動や見守り活動を通じて、地域の支え合いの仕組みづくりを支援します。また、身近なサロンの定期開催を推進します。
 - ①地域福祉活動推進事業
 - ②見守り活動推進事業
- ◇ 地縁によらない住民が主体となり運営される介護予防活動を目的とした通いの場づくりを支援します。
- ◇ 地域福祉活動の財源確保に向けて、寄付金や特別会費の充実を図るとともに共同募金運動を推進します。

【市民・地域の取組】

- 適切な情報を選択し、適切な福祉サービスを利用しましょう。
- 関係機関との連携のもと、支部社会福祉協議会活動・地域福祉推進の担い手として参画し、地域の支え合いの仕組みづくりを行いましょう。

③ 支援が必要な人への支援体制の構築

【市の取組】

- ◆ 困りごとについて相談しやすい身近な相談窓口の設置について検討、周知を行います。
- ◆ 支援拒否者に対して、十分に制度説明し、理解促進に努めます。
- ◆ 生活困窮者に対し、地域で自立した生活を実現できるよう自立支援事業の充実を図るとともに周知を行います。

【社会福祉協議会の取組】

- ◇ 圏域連携会議等において福祉課題を抱えるケースの早期発見を行うとともに、社会資源の開発に努めます。
- ◇ 市と連携し、資金貸付制度についての相談体制を充実させます。
- ◇ 福祉サービス利用援助事業についてより一層の相談体制を整えるとともに、必要な人に情報が届くよう周知します。

【市民・地域の取組】

- 支援が必要な人が身近にいる際に、適切な機関に繋げるよう、情報収集に努めましょう。

④ サービスの質の確保

【 市の取組 】

- ◆ 桐生市第六次総合計画や各福祉サービス担当課が所管する行政計画に基づきサービスや施設の整備、拡充などを図るとともに、第4次計画の進捗管理を行いつつ、地域と連携しながら整備していきます。
- ◆ 定期的に福祉サービス提供事業者への指導、意見交換を行う場を設け、市内で提供される福祉サービスの質の向上を図ります。
- ◆ 生活困窮者に対し、関係機関への同行訪問・連絡調整や、就労支援員による就労支援等を行いハローワーク等とのネットワークづくりを進めながら支援を行います。

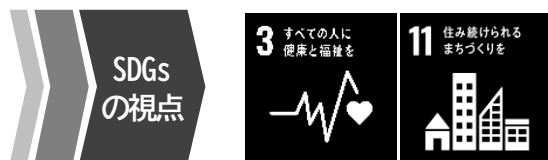
【 社会福祉協議会の取組 】

- ◇ 第4次計画の進捗状況を評価し、地域と連携しながらサービスや施設の充実を図ります。
- ◇ 職員が専門性を高める研修に積極的に参加し、サービスの質の向上を図ります。

【 市民・地域の取組 】

- 地区別懇談会や生活支援体制整備事業における協議体活動への参加を通じて、地域福祉ニーズを明らかにしましょう。

3 災害福祉支援体制の強化



■ 現状と課題

近年、多発化している地震や洪水などの自然災害は、いつどこで起きるかわかりません。いつ起こるかわからない災害に対し、事前に助け合える組織づくりや地域の力を強めていくことは大切です。本市では、特別養護老人ホームを運営する法人等と「災害時における福祉避難所の設置及び運営に関する協定」を締結し、避難者を受け入れる体制があります。

災害時には、誰一人取り残されることがないように避難行動要支援者名簿を活用した迅速な避難体制、地域における災害時の情報提供、地域との連携強化に向けた体制整備が必要となっています。

□ 取組内容

- ① 避難行動要支援者名簿の活用
- ② 災害時の体制づくりと連携強化

① 避難行動要支援者名簿の活用

【市の取組】

- ◆ 広報紙、ホームページ、SNS等を通じて避難行動要支援者名簿の制度周知を行います。
- ◆ 避難行動要支援者名簿の整備を行います。
- ◆ 災害時の連携に向け、避難行動要支援者名簿の配備先について検討します。
- ◆ 自治会、民生委員・児童委員、消防、警察等に避難行動要支援者名簿を配備することで、要支援者の確認に活用します。
- ◆ 避難行動要支援者の一人一人の状況に合わせた個別避難計画の作成を進めます。また、その作成方法については、関係部署と協議を行いながら災害時に迅速に活用できるよう体制整備を図ります。

【社会福祉協議会の取組】

- ◇ 避難行動要支援者名簿の活用方法について市と定期的に情報交換します。
- ◇ 個別避難計画の作成を支援します。

【市民・地域の取組】

- 日頃からの見守り活動や、地域で防災に係る取組を実施する際に活用しましょう。

② 災害時の体制づくりと連携強化

【市の取組】

- ◆ 社会福祉協議会、地域包括支援センター、民生委員・児童委員、自治会、消防団、地域の見守り活動団体などと連携しながら、高齢者や障がい者等の特に支援が必要な方を中心に、日頃から見守りを行います。
- ◆ 日本赤十字社と連携し、炊き出し訓練や各種講習会の実施、災害義援金の受付等を実施します。
- ◆ 火災や災害時の対応について、各部署との連携を図り、体制整備を図ります。

【社会福祉協議会の取組】

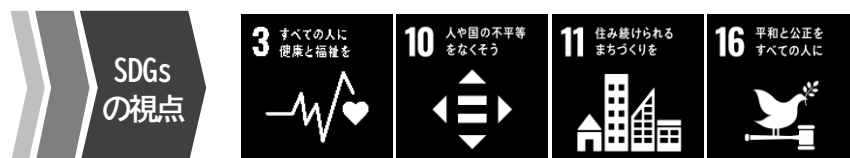
- ◇ 災害ボランティアの研究を継続し、災害時に備えるとともに、過去の災害を想定した研修及び訓練を毎年度実施します。
- ◇ 支部社会福祉協議会、自主防災組織及び社会福祉法人等との連携による災害時の体制づくりに協力します。

【市民・地域の取組】

- サロン活動や見守り活動を通じて日頃から顔の見える関係を作りましょう。
- 日頃から、災害時の対応について地域で話し合いましょう。
- 自主防災組織を設置し、積極的に活動しましょう。
- 災害ボランティア訓練等に参加しましょう。

基本目標2 支え合いの仕組みづくり

1 地域における権利擁護の推進



■ 現状と課題

高齢化が進行し、本市においては令和6(2024)年度3月時点での高齢化率が37.4%となる中で、認知症高齢者や判断能力が十分でない高齢者等が増加するといわれており、日常的な金銭の管理や福祉サービスにかかわる契約締結などについて支援を行う権利擁護事業に対するニーズが高まっています。

平成28(2016)年5月に成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行され、各市町村は同制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めることとされました。

今後、認知症高齢者などの増加に伴い、成年後見制度への需要が高まっていくことが予測される中、後見を必要とする人がもれなく、円滑に制度を利用できるよう、制度の周知、相談体制の強化、担い手の育成などを進めることが求められています。

地域共生社会の実現に向けては、高齢者だけではなく、障がい者、児童、性的少数者、地域で生活する全ての人の尊厳や人権が守られる体制を整備し、積極的な情報発信や、権利擁護に関する市民意識の高揚によって、制度の利用を促進していくことが必要とされています。

□ 取組内容

- ① 体制整備・情報発信
- ② 成年後見制度の利用促進

① 体制整備・情報発信

【市の取組】

- ◆ 成年後見制度の適切かつ円滑な利用を促進するために、制度に関する周知を行います。また、相談及び担い手の育成・支援などの機能の中核を担う機関を設置するとともに、市、地域包括支援センター、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護・医療・福祉・司法等に携わる専門職など、地域の様々な主体が相互に連携する仕組みを構築します。

【社会福祉協議会の取組】

- ◇ 住民をはじめ、地域包括支援センターや相談支援事業所等の関係機関に、福祉サービス利用援助事業を周知します。
- ◇ 高齢者が日常生活の中で抱えている法律に絡む心配ごとや悩みごとに対し、専門家に相談できる機会を提供します。

【市民・地域の取組】

- 権利擁護に関する適切な情報に関心を持つよう努めましょう。
- 地域・社会における多様性を意識し、人権意識の向上を図りましょう。
- 福祉サービス利用援助事業において、専門員としての役割を担うよう努めましょう。

② 成年後見制度の利用促進

【市の取組】

- ◆ 成年後見制度に係る市長による審判請求や、認知症高齢者等成年後見制度利用支援事業の利用促進を図り、高齢者や障がい者の権利擁護を推進します。
- ◆ 窓口や相談支援専門員により、障がい者や家族に対し成年後見制度等の周知を行うほか、出前講座等を実施します。

【社会福祉協議会の取組】

- ◇ 福祉サービス利用援助事業の充実を図るとともに、成年後見制度への移行が必要と判断される事例については、関係機関との連携のもと、適切に対応を行い、制度の利用促進を図ります。
- ◇ 成年後見制度に対するニーズが高まるなか、家族や専門職以外の成年後見人のあり方について職員に対し研修会を開催します。

【市民・地域の取組】

- 権利擁護に関する講座等に積極的に参加しましょう。

2 住み慣れた地域での生活の充実



■ 現状と課題

少子高齢化、単身世帯の増加、核家族等が進行し、これらを背景として、日常生活・地域生活を営むことが困難な人が増加しており、暮らしの支援ニーズは増大し、また複雑・多様化しています。こうした多様化した福祉ニーズは、高齢者・障がい者・児童という対象別の枠組みでは対応できないという課題となり、多様で複合している課題を早期に発見し、支援を行うためには相談窓口の充実が不可欠です。

地域における包括的な支援体制の構築に向けて、関係機関が、必要な情報を発信、共有し、身近な相談窓口など、複数の福祉課題を抱えた世帯を早期発見できるような相談支援体制を構築するとともに、関係機関が協力し必要な情報を交換することのできる場を提供することが求められています。

また、こうした場を提供することで、生活する上での生きがいや、困ったときの相談につながります。地域の課題解決に向けて、地域住民が「つながる」、「絆をつくる」ためには、居場所づくりや交流の場づくりも求められています。

子ども食堂やサロンなど、集いの場づくりへの支援を継続的に行うとともに、それらの場所や活動内容の周知について積極的に取り組む必要があります。

□ 取組内容

- ① 地域における必要な情報の提供
- ② 包括的相談支援体制の整備
- ③ 活動拠点施設の整備・活用

① 地域における必要な情報の提供

【市の取組】

- ◆ 社会福祉協議会と協力して情報交換の場を提供します。
 - ・認知症等高齢者見守りSOSネットワークの構築
 - ・地域ケア会議の開催
- ◆ 地域包括支援センターや民生委員・児童委員、自治会、学校と連携し、地域の被支援者や支援を必要とする人を把握します。

【社会福祉協議会の取組】

- ◇ 地域ケア会議でサロン活動や見守り活動等のインフォーマルサービスについて情報提供を行います。
- ◇ 地区別懇談会や協議体を開催し、地域の課題等必要な情報を提供します。

【市民・地域の取組】

- サロン活動や見守り活動を通じて地域の情報交換を図りましょう。
- 地区別懇談会や協議体活動等により、地域の課題について情報を共有しましょう。

② 包括的相談支援体制の整備

【市の取組】

- ◆ 社会福祉協議会と連携し、民生委員・児童委員の地域での存在を明確にできるよう、活動等の広報を行います。
- ◆ 複合的な問題を抱えている人に対し、分野を越えて総合的に相談に応じることができるよう、関係機関と連携し、重層的支援体制整備事業における包括的相談支援体制の整備を図ります。

【社会福祉協議会の取組】

- ◇ 制度の狭間にあるケースを把握し、関係機関・住民と連携・協力し、解決に向けた調整を行います。
- ◇ 民生委員・児童委員と連携し、地域の多様な相談に応えられる支援体制を整備します。
- ◇ 相談支援体制の充実に向けて、関連する多様な分野の制度を理解し、関係機関の連携を図るため、勉強会等を実施します。

【市民・地域の取組】

- 地域での困りごと等に対し、市や社会福祉協議会と連携・協力しましょう。
- 地域福祉活動に積極的に参加をし、地域の困りごとを「我が事」として捉えるようにしましょう。

③ 活動拠点施設の整備・活用

【市の取組】

- ◆ 長寿センター等について、高齢者の憩いの場としての活用だけでなく、地域の介護予防の拠点として活用するなど、市民やボランティア、社会福祉協議会等と協力しながら、多角的活用を図ります。
- ◆ 各福祉関係施設において、地域交流スペースの設置や、認知症カフェの実施などの支援を行い、地域の拠点づくりを推進します。
- ◆ 子ども食堂や学習支援活動の支援を継続するとともに、広く事業の周知を行い、世代を超えた交流の場、居場所づくりについての取組を推進します。

【社会福祉協議会の取組】

- ◇ ひきこもりの人やその家族を支援するための居場所を運営します。
- ◇ サロン(集いの場)運営者同士のネットワークづくりや情報交換のため、福祉のまちづくりセミナーを年1回開催します。
- ◇ 圏域連携会議において集いの場づくりについて情報共有します。

【市民・地域の取組】

- 地域活動の場として、公民館や長寿センター等を積極的に活用しましょう。
- 地域で行うサロン活動(集いの場)の参加や運営を行いましょう。
- 必要な福祉情報を収集し、活動に活用していきましょう。
- 地域行事において、様々な人が集まれる機会を作り、交流を広げ深めることができるよう、顔の見える関係づくりを構築しましょう。

3 健康・介護予防の推進



■ 現状と課題

市民アンケートでは「日常生活で不安を感じる」として、多くの人が「自分や家族の健康のこと」、「自分や家族の老後のこと」などを挙げています。

本市では、高齢者が介護を必要とする状態になることを予防する目的で、介護予防体操「元気おりおり体操」の普及や介護予防教室「にっこり楽々教室」及び認知機能低下予防「脳いきいき教室」などの介護予防事業を実施しています。

こうした事業は、体力の維持・向上だけでなく、人や地域との関わりを持つ良いきっかけになると考えられます。そこで、できるだけ多くの人にこれらの事業を利用してもらい、介護予防の必要性や重要性を理解してもらうとともに、住民主体の通い・集いの場の充実など、市民が日常的に介護予防や健康づくりに取り組むことができる環境づくりが求められています。

また、市民の介護予防や健康増進に向けた施策をより効果的、効率的に推進するために、介護保険制度の中で実施している介護予防事業と、他の保健事業を、一体的に実施できる仕組みや、体制づくりが必要となっています。

□ 取組内容

① 健康づくり・介護予防の普及啓発

① 健康づくり・介護予防の普及啓発

【市の取組】

- ◆ 健康づくりを推進するため、健康に関する知識の普及や、各種検診等の実施及び保健指導の充実を図り、ライフコース、年代や性別などの属性に合わせた事業を実施します。
- ◆ 長寿センターや各公民館等を拠点に、住民主体により実施されている「元気おりおり体操（桐生市オリジナル介護予防体操）」の普及活動を促進します。

【社会福祉協議会の取組】

- ◇ 住民主体の介護予防活動を新たに創出し、介護予防を普及啓発します。
- ◇ 高齢者のボランティア活動に対して換金可能なポイントを付与し、はつらつと元気に暮らせる地域社会づくりを推進します。
- ◇ 市内長寿センター等で、介護予防を推進します。
- ◇ 桐生市老人クラブ連合会、市、地域包括支援センター等が連携し、各区老人クラブ連合会や単位クラブ活動に介護予防の要素を加えることにより、健康づくり・介護予防を推進します。

【市民・地域の取組】

- サロン（集いの場）に参加し、介護予防に取り組みましょう。
- 脳トレーニングリーダー、介護予防サポーター、高齢者介護サポーターとして、自主的な活動を始め、地域団体や関連団体が主催する事業に参画しましょう。
- 地域で開催される行事に積極的に参加し、心身共に健康を保ちましょう。
- 自分の健康は自分で守るという意識を持ち、主体的に健康づくりに取り組みましょう。

4 地域全体によるネットワーク化の推進



■ 現状と課題

少子高齢化が進行し、世帯構成の変化で高齢者の一人暮らしや、高齢者夫婦世帯などが増え、世帯ごとの問題解決力が低下しているといわれています。

こうした中で、地域福祉推進の理念として、地域住民と、社会福祉を目的とする事業を経営する者、及び社会福祉に関する活動を行う者、これらの三者は相互に協力し、地域福祉の推進に努めなければならないとされており、現在、地域支援事業、生活支援体制整備事業、協議体活動等において、地域の生活課題を情報共有する場が設置され、課題に対する様々な取組が行われています。

市民アンケートでは、地域福祉を推進していくために重要なこととして「地域での支え合いの仕組みづくりやきっかけづくりを充実する」が上位となっています。

サロン活動や見守り活動を通じて、住民相互の交流を進め、地域の福祉団体・機関同士の交流によって助け合いの機運を醸成し、また、社会福祉法人の地域における公益な取組を支援していくことで、社会福祉法人のもつ専門性を活かした、地域の生活課題に対する支え合いの仕組みやきかけを作ることが求められています。

□ 取組内容

- ① 住民相互の交流支援
- ② 社会福祉法人との連携

① 住民相互の交流支援

【市の取組】

- ◆ 住民がともに支え合い、地域での生活が充実できるよう、住民相互の交流を支援するため地域の福祉関係団体・機関と連携します。
- ◆ 犯罪や非行をした人が、地域において立ち直りが出来るよう関係団体と連携し、再犯防止を推進します。
- ◆ 地域において孤立した人を作らないよう、福祉サービスの利用促進等に努めます。
- ◆ 地域支え合い推進協議体(介護保険制度の生活支援整備事業)において、地域の生活課題を把握し、課題解決に向けた体制整備を図ります。

【社会福祉協議会の取組】

- ◇ 住民主体の活動による交流を推進するため、支部社会福祉協議会の組織強化と、活動の充実に向けた支援を行います。
- ◇ 地域支え合い推進協議体を地区ごとに設置できるよう、体制を整備します。

【市民・地域の取組】

- サロン活動や見守り活動を通じて住民同士のつながりを作りましょう。
- 近所へのあいさつや声かけをし、顔の見える関係づくりに努めましょう。
- 各団体が連携し、地域福祉を推進していきましょう。

② 社会福祉法人との連携

【市の取組】

- ◆ 自立支援協議会、子ども家庭センター等において、地域の生活課題を把握し、課題解決に向けた体制整備を図ります。

【社会福祉協議会の取組】

- ◇ 社会福祉法人連絡会を定期的開催し、地域貢献活動の取組内容を検討するとともに、住民に社会福祉法人の役割を周知します。

【市民・地域の取組】

- 地域の福祉に関する困りごとや悩み事を社会福祉法人に設置されているなんでも福祉相談員に相談しましょう。
- 地域で情報交換、情報共有する機会への参画を図りましょう。
- サロン活動や見守り活動を通じて住民同士のつながりを作りましょう。

基本目標3 地域を支える人づくり・活動の促進

1 福祉人材の育成



■ 現状と課題

これまで地域福祉活動を支えてきた団体等において、地域を支える担い手不足やその固定化、高齢化が深刻な課題となっています。

市民アンケートでは、約6割が「ボランティア・市民活動をしたことがない」と回答しており、ボランティア・市民活動をしない理由として、「何を、いつ、どこでやっているかわからないから」が最も多く、情報発信のあり方が課題となっています。

あらゆる世代が地域福祉に関心を持ち、地域社会の一員としての観点から、活動の新たな担い手となるよう取り組むことが重要です。地域福祉活動の担い手としての市民、福祉団体、行政職員、それぞれにおいて、地域福祉を推進するために人材の育成・確保の取組が必要となっています。

□ 取組内容

① 担い手の発掘・養成及び情報発信

① 担い手の発掘・養成及び情報発信

【市の取組】

- ◆ 各福祉分野の講座やセミナーを開催し、制度やサービスについての周知及び情報発信を行い、担い手の人材を発掘・育成します。

【社会福祉協議会の取組】

- ◇ 地域福祉についての関心を高め、地域福祉活動に関わる新たな人材を育成するため、ボランティア養成講座を開催します。
- ◇ ホームページやSNS等、様々な手段を活用し、ボランティア情報を発信します。

【市民・地域の取組】

- 市や社会福祉協議会が開催する、福祉に関する講座等に積極的に参加しましょう。
- 経験や知識を生かしてボランティア活動に参加し、自分の地域について関心を高めましょう。

2 福祉教育の推進



■ 現状と課題

本市では、学校や公民館で認知症サポーター養成講座を開催し、認知症に関する理解を深める取組を行っています。

また、社会福祉協議会においては、小・中・義務教育学校で体験学習を通じた福祉教育指導や高校生ボランティアスクール等、市内における福祉教育を推進しています。

地域共生社会を目指すためには、全世代を対象とした福祉教育の推進が必要とされています。

こども世代のうちから地域福祉に関心を持ち、互いに支え合うことの大切さを理解できるよう学校教育との連携を図るとともに、全世代で福祉への関心を高め、学ぶ場が確保されるような体験学習機会を提供する必要があります。

□ 取組内容

- ① 学校教育との連携
- ② 体験学習機会の提供

① 学校教育との連携

【 市の取組 】

- ◆ こどものうちから地域福祉に関心を持ち、互いに支え合うことの大切さを理解できるよう、小・中・義務教育学校において福祉教育を推進します。
- ◆ 各学校や公民館で認知症サポーター養成講座を開催し、認知症に関する理解を深める取組を推進します。

【 社会福祉協議会の取組 】

- ◇ 福祉体験学習ボランティア団体と連携し、市内小・中・義務教育学校における福祉体験学習の推進を図ります。
- ◇ 高校生ボランティアスクールを開催し、若者の福祉への関心を高めます。

【 市民・地域の取組 】

- 福祉に関する講話や講座を取り入れ、福祉に関する理解や関心を高めましょう。

② 体験学習機会の提供

【市の取組】

- ◆ こどものうちから手話に親しみ、障がい者理解の促進を図るため、市内小学校・義務教育学校の児童(4年生)を対象に「手話体験教室」を実施します。

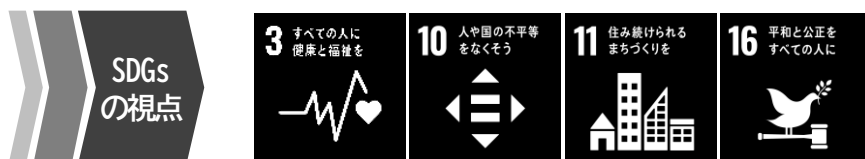
【社会福祉協議会の取組】

- ◇ ボランティア体験会等を開催し、広く住民に体験学習の機会を提供します。
- ◇ 定年退職者及び勤労世代の地域福祉についての関心を高めるための取組を行い、地域福祉活動に関わる新たな人材の育成を行います。

【市民・地域の取組】

- 福祉体験学習に参加し、福祉に関する理解や関心を高めましょう。
- 地域課題を我が事として捉えていきましょう。

3 福祉活動の推進



■ 現状と課題

福祉団体や、各種ボランティア団体と連携し、ボランティア情報の発信を行うとともに、ボランティア活動を様々な側面から支援する機関である「桐生市ボランティアセンター」の周知を図っています。

様々な対象者に応じて、ボランティア団体やその活動に関する情報を広く提供するとともに、担い手の経験や知識、熱意を活動に活かせる仕組みづくりを支援する必要があります。

□ 取組内容

- ① 市民活動の支援
- ② 活動情報の提供

① 市民活動の支援

【 市の取組 】

- ◆ 社会福祉協議会と連携し、各種市民活動やボランティア活動の情報を発信するとともに、地域で共有できるよう努めます。

【 社会福祉協議会の取組 】

- ◇ 福祉関連団体にボランティアニーズ調査を行い、調査結果で出たニーズをボランティア側に提供し、マッチング作業を行います。
- ◇ ボランティア活動の新しい場を開拓し、若年・青年ボランティア活動の推進を図ります。
- ◇ 市民活動に必要な器材を貸し出し、効果的な活動を支援します。

【 市民・地域の取組 】

- 地域の課題解決に向けて、職域によって得た経験や知識を生かせるボランティア活動等に積極的に参加しましょう。

② 活動情報の提供

【市の取組】

- ◆ 福祉活動の種類や内容について、市民に広く情報提供を行い、福祉への関心を高めてもらえるよう努めます。
- ◆ ボランティア活動の相談窓口(社会福祉協議会)の周知を行います。

【社会福祉協議会の取組】

- ◇ ホームページやSNS等の多様な媒体を用いて、桐生市ボランティアセンターについて発信します。

【市民・地域の取組】

- 市民活動等の情報について、「ゆいねっと」を積極的に活用しましょう。

4 地域福祉推進のための協働



■ 現状と課題

地域共生社会は、「支え手側」・「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる社会を指します。このため、自ら生活する地域に目を向け、そこで生じている課題を我が事として捉え、主体的に取り組むことが必要です。

地域にどのような課題や福祉的なニーズがあるのか、支部社会福祉協議会ごとに、定期的な情報交換・情報提供の場を設けるなど、市や各機関が協働する場づくりを行うことで、地域を我が事として捉える機会を設ける必要があります。

□ 取組内容

① 協働の場づくり

① 協働の場づくり

【 市の取組 】

- ◆ 社会福祉協議会と連携し、地域ニーズに対応した各福祉施策の相談支援事業を継続、発展させます。
- ◆ 地域共生社会実現に向け、関係機関と協働します。

【 社会福祉協議会の取組 】

- ◇ 地域共生社会実現に向け、市及び関係機関と協働し、課題解決に取り組めます。

【 市民・地域の取組 】

- 地域課題を我が事として捉え、地域で情報交換、情報共有する機会を設けましょう。
- 市や社会福祉協議会と情報共有をしながら地域福祉活動を推進していきましょう。

第 5 章 計画の推進

1 協働による計画の推進

(1) 各主体に期待される役割

■市民

- 性別、年齢、国籍、障がいの有無に関わらず、お互いの違いや多様性を認め合います。
- 地域の助け合いや支え合いの活動を進めます。
- 地域の課題を「我が事」として捉え、課題解決に向けてみんなで知恵を出し合います。

■地域（民生委員・児童委員）

- 見守りを必要とする人の情報を共有し、専門機関との連携を図りながら、地域の見守り活動を進めていきます。
- 地域福祉推進の重要な担い手として活動していきます。

■地域（社会福祉法人）

- 地域生活課題の解決に向けて、社会福祉法人は地域における公益的取組を進めます。

■社会福祉協議会

- 地域づくりのための活動基盤を整備していきます。
- 世帯全体の複合化・複雑化した課題に対応していけるよう、相談・支援体制を強化していきます。
- 身近な圏域で、地域の課題を「丸ごと」受けとめる場づくりを進めます。
- 地域の社会福祉法人や福祉施設等と連携・協働して地域福祉を進めます。

■市

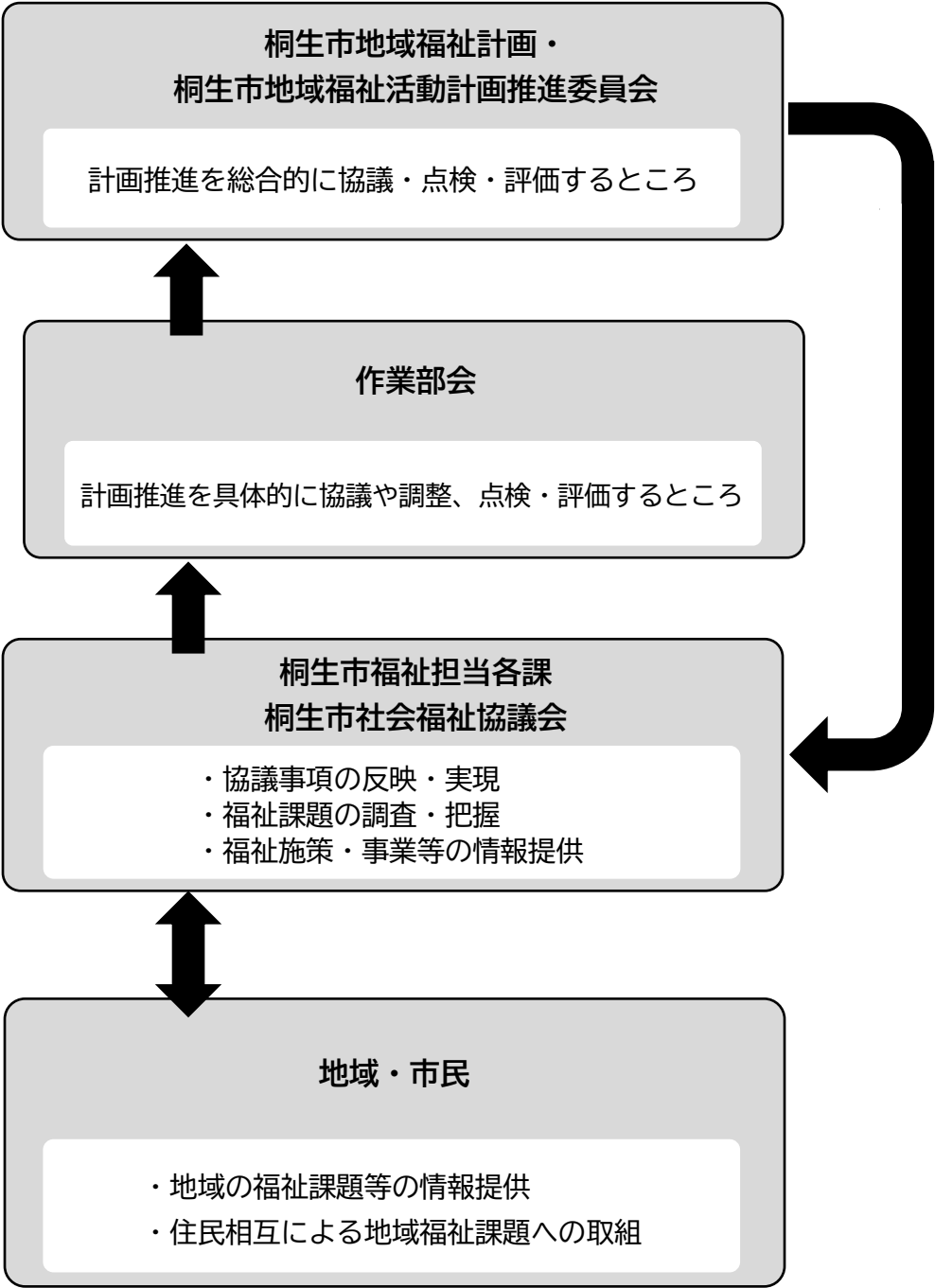
- 世帯全体の複合化・複雑化した課題を受け止めるよう関係機関との連絡調整をしながら、総合的に相談・支援できる体制づくりを進めます。
- 地域福祉計画の内容を周知し、目指す姿を地域で共有します。そして、総合的に地域福祉を推進していきます。

2 計画の推進体制

市及び社会福祉協議会は、第4次計画を、市や社会福祉協議会の広報紙、ホームページなどで公表することにより、広く市民へ周知し、より多くの市民の協力が得られるように努め、地域住民、その他の団体や関係機関と一体となって推進していきます。

そのため、地域の代表者からなる「桐生市地域福祉計画・同活動計画推進委員会」を設置し、活動計画の進捗状況など総合的な協議や点検、評価を行います。

また、市の関係各課や社会福祉協議会の実務担当者からなる「桐生市地域福祉推進委員会作業部会」を設置し、計画の推進に関する具体的な協議や調整、点検、評価などを行っていきます。



資料編

1 制度改革等の動向

年月	法令・方針等	要点
平成 25(2013)年 8 月	社会保障制度改革 国民会議報告書	- 全ての世代が安心感と納得感の得られる『全世代型』の社会保障制度に転換を図ることとし、こども・子育て、医療・介護、公的年金制度の各分野にわたって改革の道筋を提示 - 介護保険制度改革では地域包括ケアシステムの構築、予防給付の地域支援事業への移行について提示。また、在宅生活の継続のため住民による支援も含めたサービス提供体制について提示
平成 27(2015)年 9 月	新たな時代に対応した 福祉の提供ビジョン	改革の方向性として、ニーズに即応できる地域の福祉サービスの包括的な提供の仕組み、生産性の向上、総合的な福祉人材の育成・確保を提示
平成 28(2016)年 3 月	社会福祉法の改正	- 社会福祉法人の地域における公益的な取組を実施する責務等の社会福祉法人改革 - 福祉人材の確保の促進等の措置 (平成 29(2017)年 4 月施行。一部平成 28(2016)年 3 月・4 月施行)
平成 28(2016)年 4 月	成年後見制度の利用 の促進に関する法律 の成立	- 成年後見制度の理念の尊重、地域の需要に対応した利用促進、体制整備 - 国・地方公共団体の責務、成年後見制度利用促進基本計画策定 (平成 28(2016)年 5 月施行)
平成 28(2016)年 6 月	ニッポン一億総活躍 プラン	少子高齢化の流れに歯止めをかけ、誰もが活躍できる一億総活躍社会を創っていくため、目標に「介護離職ゼロ」等を掲げ、取組の方向として、こども・高齢者・障がい者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高めあうことができる「地域共生社会」の実現を提示 (平成 28(2016)年 6 月閣議決定)
平成 28(2016)年 7 月	「我が事・丸ごと」 地域共生社会実現本 部設置	地域の全ての住民が支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現を福祉改革の基本コンセプトとして提示。
平成 28(2016)年 12 月	再犯の防止等の推進 に関する法律の成立	再犯防止等に関する国や地方公共団体の責務や再犯防止等に関する施策の基本事項を明確化 (平成 28(2016)年 12 月施行)
平成 29(2017)年 5 月	社会福祉法の改正	市町村の地域福祉計画策定の努力義務化、地域包括ケア体制の整備 (平成 29(2017)年 6 月公布、平成 30(2018)年 4 月施行)
	介護保険法の改正	高齢者の自立支援と重度化防止、地域共生社会の実現、制度の持続可能性確保に向けた改正
平成 29(2017)年 9 月	地域力強化検討会最 終とりまとめ～地域 共生社会の実現に向 けた新しいステージ へ	福祉の領域を超えて地域全体で地域力強化を図る必要性を示し、地域力強化に向けて 5 つの視点を提示
平成 30(2018)年 5 月	生活困窮者自立支援 法の改正	生活困窮者等の一層の自立の促進を図るため、生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化、生活保護世帯の子どもの大学等への進学支援、児童扶養手当の支払回数の見直し等のほか、医療扶助における後発医薬品の原則化等の措置 (平成 30(2018)年 10 月施行)
令和 2(2020)年 4 月	社会福祉法の改正	地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人制度の創設に向けた改正 (令和 3(2021)年 10 月施行)
	介護保険法の改正	

2 第3次計画における取組

(1) 本市の取組

基本目標	取組の方向性	取組	NO.	市の取組	具体的な取組内容（令和2（2020）年～令和6（2024）年）	
安心・安全の地域づくり	福祉サービスなどの整備・充実	住民ニーズに合わせた基盤整備			・第8期桐生市高齢者保健福祉計画（令和3（2021）年～令和5（2023）年）の策定 ・第9期桐生市高齢者保健福祉計画（令和6（2024）年～令和8（2026）年）の策定 ・特別養護老人ホーム20床増床（（げんき倶楽部10、双葉苑10） 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）について、利用を希望する児童全員が利用できるよう施設整備を行った。 ・子ども向け屋内遊戯場（キノビーランド）の運営 ・新里総合センター児童・子育て室の開設 ・黒保根支所高齢者生活支援施設（つつじの家）管理事業。 一部地域の協議体などで、地域が主体となってMAYUの活用に取り組んだ。 ・在宅高齢者等外出支援サービスの実施 ・デマンドタクシーの運営 ・黒保根支所交通空白地有償運送支援事業 ・黒保根支所在宅高齢者等外出支援サービス事業 ・フードバンク事業の実施 ・フードバンク事業の広報活動	
			1	社会情勢、国や県の動向を踏まえ、各福祉行政計画に基づき、福祉サービス及び公共施設のさらなる整備・拡充を進めます。		
			2	高齢者の移動手段の確保など、地域のニーズに合った在宅福祉サービスの実現に向け、調査・研究を行います。		
	福祉サービスの質の確保		3	生活困難者に対し、地域で自立した生活を実現できるよう自立支援事業の一環として、フードバンク事業「フードバンク桐生」の充実を図るとともに、事業の周知を行います。		
			1	桐生市第六次総合計画や各福祉サービス担当課が所管する行政計画に基づき、サービスや施設の整備、拡充などを進めるとともに、第3次計画の進捗管理を行いつつ、地域と連携しながら整備していきます。	・第3次桐生市地域福祉計画 進捗状況評価の実施	
			2	定期的に福祉サービス提供事業者への説明会や、集団指導、意見交換を行う場を設け、市内で提供される福祉サービスの質の向上を図ります。	・介護事業所、社会福祉法人等の運営指導及び監査指導の実施 ・集団指導の実施	
	適切な福祉情報の提供		情報提供の充実	3	生活困難者に対し、関係機関への同行訪問・連絡調整や、就労支援員による就労支援等を行いハローワーク等とのネットワーク作りを進めながら、引き続き支援を行います。	・生活困難者自立支援事業の実施
				1	「広報きりゅう」、「社協だより」及びホームページを活用し、市民に広く福祉サービス情報を発信・提供できるよう内容の充実を図ります。	福祉ショップ、追悼式等のイベントについて、広報きりゅう等を活用し情報発信を行った。
				2	地域課題となっている不足した情報を把握し、地域に求められる情報を提供します。	社会福祉協議会と連携して実施
				3	媒体や周知方法を工夫し、福祉情報の提供に努めます。若い世代への情報発信の強化として、SNSの活用を検討し、多様な手段で必要な情報を発信していきます。	福祉ショップ、追悼式等のイベントについて、SNS等を活用し情報発信を行った。
		計画の周知	4	各事業のパンフレット等に、社会福祉協議会や地域包括支援センター等の相談窓口を掲載することにより、住民に周知します。	介護保険のパンフレットや在宅福祉ガイドに相談先（各包括）の窓口や事業内容を掲載し周知を図った。	
			5	圏域ごとに地域資源をまとめた「ご長寿お役立ブック」の充実と周知を行います。	コロナ禍により更新ができておらず、現在は休止状態	
			6	住民が主体となったサロン活動や見守り活動を通じて、福祉情報を提供します。	包括や各関係機関へは適宜つなぎ連携を図った。	
			1	第3次計画を、公民館等市有施設に配置し、周知を図ります。	・第3次計画の配布	
			2	「生き生き市役所出前講座」を利用し、第3次計画の周知を図ります。	・地域福祉計画の説明	
			3	毎年度、推進委員会において進捗状況を評価し、その結果をホームページにて公表します。	・第3次桐生市地域福祉計画 進捗状況評価についてHP掲載	

基本 目標	取組の方向性	取組	NO.	市の取組	具体的な取組内容（令和2（2020）年～令和6（2024）年）
安心・安全の地域づくり	活動拠点としての施設活用	集いの場づくりへの支援	1	公民館や集会所などの市有施設を、各活動の拠点として活用するよう働きかけていきます。	高齢者サロンや公民館サロンの会場として活用した。 自治組織団体や民生委員等の団体が市有施設を活用し会議等を開催した。
			2	長寿センター等について、高齢者の親いの場としての活用だけでなく、地域の介護予防の拠点として活用するなど、地域住民やボランティア、社会福祉協議会等と協力しながら、多角的活用を図っていきます。	コロナ禍は休館としたが、利用者の要望に応えるため令和5（2023）年度まで利用制限をしながら開館した。令和6（2024）年度から介護予防体操の実施を再開した。
			3	各福祉関係施設において、地域交流スペースの設置や、認知症カフェの実施などの支援をし、地域の拠点づくりを推進します。	・高齢者サロンや認知症カフェの実施
			4	ご近所単位（小さい単位）で、気軽に集える場所（地域の居場所づくり）を推進します。	・高齢者ボランティアポイント事業の実施 ・高齢者の通いの場づくり応援助成金の交付 ・必要に応じて地域包括支援センターが支援
			5	子ども食堂や学習支援活動の支援を継続するとともに、広く事業の周知を行い、世代を超えた交流の場、居場所づくりについての取り組みを推進します。	・市内で子どもの居場所づくりを実施する団体に対して補助金を交付 ・桐生市HP、いきいき子育てガイドブック（毎年発行）に子どもの居場所のページを作成、掲載
	健康・介護予防の推進	活動情報の提供	1	サロン等の内容の充実を図り、世代を超えて交流できる場所づくりを推進するため、広報やホームページ等を活用し、広く情報提供していきます。	地域包括支援センターと連携し、広報でイベント等の周知を図った。
			2	公民館により等により、地域ごとの情報を提供していきます。	地域包括支援センターと連携し、イベント等の周知を図った。
			1	長寿センターや各公民館等を拠点に、住民主体により実施されている「元氣おろり体操」（桐生市オリジナル介護予防体操）の普及活動をさらに促進します。	コロナ禍により休止していたが、令和6（2024）年度から長寿センターにて「元氣おろり体操」の実施を再開。介護予防サポーターが中心となり実施している。
			2	各地域で、「にっこり菜々教室」、「脳いきいき教室」を開催し、介護予防の推進を図ります。	・「にっこり菜々教室」「脳いきいき教室」の実施
			3	高齢者の、孤立化、閉じこもりを防止し、人とのつながりを通じた介護予防を推進するために、住民主体による通い・集いの場の充実を図ります。	・高齢者ボランティアポイント事業の実施 ・高齢者の通いの場づくり応援助成金の交付 ・必要に応じて地域包括支援センターが支援
	災害時避難行動要支援者名簿の活用	災害時避難行動要支援者名簿の活用	4	健康づくりに関する意識を啓発し、市民の健康意識の高揚を図り、元氣な地域づくりを推進するため、健康まつりを実施していきます。	健康に関する講座やSNS、健康情報ステーションなどを活用し、健康づくりに関する情報提供を実施した。
			5	高齢者ボランティアポイント事業の実施を通じて、高齢者の地域貢献、社会参加、介護予防を促進します。	・令和5（2023）年度から通いの場を運営する介護予防サポーターにポイントを付与できるよう事業内容を拡充
			1	広報紙、ホームページなどを通じて災害時避難行動要支援者名簿の制度を周知します。	・毎年、広報紙に掲載
			2	避難行動要支援者名簿を整備し、自治会、民生委員・児童委員、消防、警察等に配備することで、要支援者の確認に活用します。また、その活用方法についても関係部署との協議を継続し研究を進めます。	・関係機関への避難行動要支援者名簿の配布
			3	災害時の連携に向け、避難行動要支援者名簿の配備先について検討します。	・避難行動要支援者名簿の配布先の検討
災害時などの支援協力体制	災害時などの支援協力体制	連携・災害時の体制づくり	1	社会福祉協議会、地域包括支援センター、民生委員・児童委員、自治会、消防団、地域の見守り活動団体などと連携しながら、高齢者や障がい者等の特に支援が必要な方を中心に、日頃から見守りを行い、いざという時に対応できるような、顔の見える関係づくりを目指します。	・災害時に活用するよう、避難行動要支援者名簿を毎年更新し、各関係機関へ配付 ・日常的に包括支援センターに相談があり、必要のある方については、日ごろから見守りを行った。 ・社会福祉協議会を交えて、指定福祉避難所設置に向けて連携
			2	日本赤十字社と連携し、炊き出し訓練や各種講習会の実施、災害義援金の受付等を実施し、連絡調整を図ります。また、火災や災害時の対応について体制整備、各部署との連携を図ります。	桐生市赤十字奉仕団及び桐生市赤十字安全奉仕団の活動の中で訓練及び日本赤十字社群馬県支部と講習を実施している。 災害発生時に、迅速に受付窓口を設置するとともに関係部署へ情報共有を行っている。 火災や災害発生時の対応職員を定め、関係各所への連絡経路を把握している。

基本目標	取組の方向性	取組	NO.	市の取組	具体的な取組内容（令和2（2020）年～令和6（2024）年）
支え合いの仕組みづくり	地域における権利擁護の推進	相談支援体制の充実	相談支援拠点の整備	高齢者、障がい者、子育て世帯など各相談者に合わせた相談支援体制の充実に努めていきます。複合課題に対しては、市内の分野横断的な連携に努めます。	地域包括支援センターでは全世代型のワンストップ相談拠点として年齢や相談内容に関わらず相談を受け、必要に応じて関係機関と協働し支援に取り組んだ。
				「断らない相談」を目指し、他分野との連携を図り、各地域において多様な相談を受け止める体制整備を進めます。	・子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点で連携し妊産婦、子育て世帯の相談支援を実施 ・他機関との連携が必要で問題解決が困難なケースについて、重層支援会議等で支援の方向性を検討
				分野ごとの相談体制を強化します。 ・地域包括支援センターの機能強化 ・在宅医療介護連携センターきりゅうの機能強化 ・認知症初期集中支援チームの機能強化 ・認知症地域支援推進員の活動推進 ・桐生市障害者基幹型相談室の運営 ・子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターの連携強化等	地域包括支援センターでは全世代型のワンストップ相談拠点として年齢や相談内容に関わらず相談を受け、必要に応じて関係機関と協働し支援に取り組んだ。
		体制整備・情報発信	連携・協力	社会福祉協議会と連携し、民生委員・児童委員の地域での存在を明確にできるよう、活動等の広報を行います。	重層的支援体制整備事業の移行準備事業を実施し、関係各課との連携を図った。
				住民に身近な圏域において、分野を越えて総合的に相談に応じることができるよう、関係機関と連携し、包括的相談支援体制の整備を行います。	・子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点で連携し妊産婦、子育て世帯の相談支援を実施 ・他機関との連携が必要で問題解決が困難なケースについては重層支援会議等で支援の方向性を検討
	住民同士のつながり、住みなれた地域での生活の充実	制度の利用促進	制度の利用促進	成年後見制度の適切かつ円滑な利用を促進するために、制度に関する周知、相談及び担い手の育成・支援などの機能の中核を担う機関を設置するとともに、市、地域包括支援センター、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護・医療・福祉・司法等に携わる専門職など、地域の様々な主体が相互に連携するしくみを構築します。	・地域包括支援センターの拡充 ・桐生市障害者基幹型相談室の整備 ・子ども家庭総合支援拠点の整備 ・子育て世代包括支援センターの整備 ・子ども療育部会の開催
				市民後見人の育成や法人後見の導入に向けた検討など、成年後見制度推進の基盤強化に努めます。	窓口へのパンフレット配置
				成年後見制度に係る市長による審判請求や、認知症高齢者等成年後見制度利用支援事業の推進を図り、高齢者や障がい者の権利擁護の推進に努めます。	常時緊密な連携を図り、情報提供に努めている。
		交流の支援	交流の支援	成年後見制度、虐待防止、消費者被害防止など、高齢者や障がい者等の権利擁護をテーマとする市民講座等を定期的に開催し、市民意識の高揚を図ります。	・中核機関の設置 ・地域連携ネットワーク会議の定期開催
				社会福祉協議会などと連携して住民相互の交流を支援していきます。	・地域連携ネットワーク会議の定期開催
	住民同士のつながり、住みなれた地域での生活の充実	団体との連携	団体との連携	住民がともに支え合い、地域での生活が充実できるように、地域の福祉関係団体・機関と連携しながら支援していきます。	・成年後見制度に係る市長による審判請求や、認知症高齢者等成年後見制度利用支援事業の実施 ・要綱改正による対象者や報酬の助成金額等の明確化 ・中核機関設置
				犯罪や非行をした人が、地域において立ち直りが出来るよう、関係団体と連携し、再犯防止を推進します。地域において孤立した人をつくらないよう、福祉サービスの利用促進等に努めます。	・権利擁護をテーマとする、市民や支援者向けの講座の開催 ・生き生き市役所出前講座
					・高齢者サロン、協議体、地区別懇談会の推進 ・民生委員、町会等との連携 ・桐生市再犯防止推進計画

基本目標	取組の方向性	取組	NO.	市の取組	具体的な取組内容（令和2（2020）年～令和6（2024）年）
支え合いの仕組みづくり	地域全体によるネットワーク化の推進	社会福祉法人との連携	1	社会福祉法人の専門性を生かして、福祉施設や専門職などにより、地域の生活課題の解決が図られるよう支援していきます。	社会福祉協議会と連携し、法人間の連携強化、体制整備に向けた情報交換会を実施した。
			2	社会福祉法人による地域における公益的な取り組みとしての地域貢献活動に対し、情報提供や連携を図り、円滑に進むよう支援していきます。	一部地域で買い物支援ツアーを実施予定であったが、コロナの影響により未実施となった。
		体制整備	1	地域支え合い推進協議体（介護保険制度の生活支援整備事業）、自立支援協議会、子ども家庭総合支援拠点等において、地域の生活課題を把握し、課題解決に向けた体制整備を図ります。	・第1層協議体、第2層協議体の開催 ・自立支援協議会での取組 ・子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点で連携し妊産婦、子育て世帯の相談支援を実施 ・他機関との連携が必要で問題解決が困難なケースについては重層支援会議等で支援の方向性を検討
			1	困りごとについて相談しやすい身近な相談窓口の設置について検討、周知していきます。	各相談窓口において実施。
		支援体制の構築	2	支援拒否者に対して、十分に制度説明し、理解を進めていきます。	各相談窓口において実施。
地域福祉推進のための協働	ネットワークによる支援が必要な人の把握とその支援体制の整備		1	社会福祉協議会と協力して情報交換の場を提供していきます。 ・認知症等高齢者見守りSOSネットワークの構築 ・地域ケア会議の開催	・在宅認知症高齢者の家族に対して、地域ぐるみで見守るネットワークづくりを実施 ・介護サービス等を必要とする方の、多機関による情報交換の場を設置
		必要な情報の提供	2	地域包括支援センターや民生委員・児童委員、自治会、学校と連携して、地域の被支援者や支援を必要とする人の把握に努めます。	・ひとり暮らし高齢者基礎調査の実施 ・地区民生委員協議会への出席 ・地域ケア会議の開催、出席 ・地区民生委員協議会への出席
		協働の場づくり	1	地域ニーズに対応した各福祉施策の相談支援事業を継続し、社会福祉協議会と連携し、発展させていきます。	それぞれ継続して充実を図っている。
			2	地域共生社会実現に向け、関係機関と協働していきます。	重層的支援体制整備事業の移行準備事業を実施し、関係各課との連携を図った。
		活動の支援	1	社会福祉協議会と連携して、各種市民活動やボランティア活動の情報を地域で共有できるよう努めます。	・「ゆいねっと」を活用し各種市民活動やボランティア活動の情報を発信
地域を支える人づくり・活動の促進	市民活動の推進	情報提供	1	福祉活動について、その種類や内容を住民に広く情報提供し、福祉人の関心を高めてもらえるよう努めます。	・ホームページの充実
			2	ボランティア活動の相談窓口（社会福祉協議会）を周知していきます。	・社会福祉協議会と連携して周知
		学校教育との連携	1	子どもたちから地域福祉に関心をもち、互いに支え合うことの大切さを理解できるよう、小・中学校において福祉教育を推進します。	・各教科等での福祉教育 ・認知症サポート、介護体験
			2	各学校や公民館で認知症サポーター養成講座を開催し、認知症サポーター数を増加します。	コロナ禍では養成講座の開催が減少、オンラインで実施する体制を整えた。令和5（2023）年度末の時点で19,328人のサポーターを養成したが、うち10,716人は小中学生のサポーターである。
		福祉教育の推進	1	部門ごとの生き生き市役所出前講座の実施により、それぞれの事業や制度についてわかりやすく説明し、関心を高めます。	・認知症サポーター養成講座の実施 ・生活習慣や栄養に関する講話の実施 ・高校生を対象とした沐浴実習、妊婦体験の実施 ・市内の小中学校へ手話教室の実施
地域の人材育成		体験学習機会の提供	2	多様化する福祉課題に対応するため、研修を積極的に受講し、現場で相談や支援業務を行う市職員の専門性の向上を図ります。	・庁内連携会議の実施 ・職員研修を実施し、重層的支援体制整備事業について周知を図った。
		担い手の発掘・養成及び情報発信	1	社会福祉協議会に協力しながらボランティア活動について理解が得られるように取り組んでいきます。	・社会福祉協議会と連携して実施
			2	各福祉分野の講座やセミナーを開催し、制度やサービスについての周知及び情報発信に努め、担い手の人材を育成していきます。	・講演会や講座を開催し情報発信、人材養成

(2) 本市社会福祉協議会の取組

基本目標	取組の方向性	取組	NO.	市の取組	具体的な取組内容（令和2（2020）年～令和6（2024）年）
安心・安全の地域づくり	福祉サービスなどの整備・充実	住民ニーズに合わせた基盤整備	1	地域住民が主体となり運営されるサロン活動や見守り活動を通じて、地域の支え合いの仕組みづくりを支援します。また、身近なサロンの定期開催を推進します。 ①地域福祉活動推進事業 ②見守り活動推進事業	・地域福祉活動推進事業（サロン活動、自主防災活動、介護予防活動、世代間交流活動）として支部・町会及び自治会において実施される福祉活動に対し、助成金の交付及び情報提供をしている。 ・町会及び自治会において実施される見守り活動に対し、助成金の交付及び情報提供をしている。
				サロン活動の助成については、地縁組織だけでなく、任意団体への助成のあり方を研究します。また、見守り活動の実施方法等について研究します。	地縁によらない活動への助成を実施している。
				地域福祉活動の財源確保に向けて、寄付金や特別会費の充実を図るとともに共同募金運動に協力します。	・桐生市支会、新里分会及び黒保根分会の事務局として共同募金運動事業への協力をしている。令和5（2023）年度からは桐生市共同募金委員会に統一した。
	適切な福祉情報の提供	サービスの質の確保	1	定期的に地区別懇談会を開催し、ニーズの把握に努め、解決方法を検討します。	地区別懇談会を全地区を対象に15力所で開催した。
			2	職員が専門性を高める研修に積極的に参加し、サービスの質の向上を図ります。	職員の資質向上のため、職員研修の実施や他機関主催の研修に参加している。
			1	「広報きりゅう」、「社協だより」及びホームページを活用し、市民に広く福祉サービス情報を発信・提供できるよう内容の充実を図ります。	・広く周知が必要な事業や行事について「広報きりゅう」へ掲載を依頼している。 ・年2回（7月、12月）社協だよりを発行している。 ・事業案内及び行事開催等についてホームページに掲載している。
		情報提供の充実	2	地域課題となっている不足した情報を把握し、地域に求められる情報を提供します。	・各地区に担当職員を配置し、地域課題及び不足している情報を把握して、必要となる情報を提供している。 ・地域課題を受けて創設した新規事業について広報に掲載している。
			3	媒体や周知方法を工夫し、福祉情報の提供に努めます。若い世代への情報発信の強化として、SNSの活用を検討し、多様な手段で必要な情報を発信していきます。	・毎月1回ラジオ「FM桐生」に出演して、事業紹介を行っている。 ・社協全体はX（エックス）を活用し、事業情報や福祉団体・地域の取組を投稿している。 ・保育園、居場所TOMONIのInstagramを開設し、事業情報を投稿している。
			4	各事業のパンフレット等に、社会福祉協議会や地域包括支援センター等との相談窓口を掲載することにより、住民に周知します。	・地域包括支援センター、日常生活自立支援事業、資金貸付事業、結婚相談、高齢者暮らしの法律相談等、各事業ごとにリーフレットを作成している。
	計画の周知		5	圏域ごとに地域資源をまとめた「ご長寿お役立ブック」の充実と周知を行います。	・計画期間中に、地域資源の情報更新を行わなかったが、既存の「ご長寿お役立ブック」の周知を継続した。 ・圏域内地域資源の把握を行った。
			6	住民が主体となったサロン活動や見守り活動を通じて、福祉情報を提供します。	・サロン活動や見守り活動の参加者や担い手に福祉情報を提供している。
			1	第3次計画の評価を毎年度行い、支部社会福祉協議会活動や地区別懇談会の開催を通じて、地域住民に第3次計画の内容及び進捗状況について周知を行い、計画への理解を図ります。また、第3次計画について、普訳と点訳による周知も行います。	・市内全地区で開催した地区別懇談会で計画について周知した。 ・毎年度、第3次地域福祉活動計画の進捗状況評価を行い、ホームページ等で公開している。 ・第3次計画について、普訳、点訳による周知も実施した。

基本目標	取組の方向性	取組	NO.	市の取組	具体的な取組内容（令和2（2020）年～令和6（2024）年）
安心・安全の地域づくり	活動拠点としての施設活用	集いの場づくりへの支援	1	サロン（集いの場）運営者同士のネットワークづくりや情報交換のため、福祉のまちづくりセミナーを開催します。	・コロナ禍での地域福祉活動や防災など、サロン活動で活用できる内容の講演会を開催した。
			2	サロンに子ども参加を呼びかけるなど、社会福祉法人の協力も得ながら、世代間交流を推進します。	・地域福祉活動推進事業（サロン活動、自主防災活動、介護予防活動、世代間交流活動）として支部・町会及び自治会において実施される福祉活動に対し、助成金の交付及び情報提供をしている。
			3	圏域連携会議において集いの場づくりについて検討します。	・市及び包括支援センターと連携し、集いの場づくりを検討し、実施に立ち上がった集いの場もあった。
		活動情報の提供	1	ボランティア活動団体等の把握に努め、サロンのメニューのニーズに合わせ、ボランティア活動団体や活動者について情報提供を行います。	・ボランティア保険への加入及びボランティア登録を促し、ボランティアニーズがあった施設に対して、ボランティアの紹介を行った。
			2	ボランティアニーズの把握に努め、ボランティア活動の拠点となる施設へ情報を提供します。	・施設へボランティアニーズ調査を行い、ボランティア希望者の紹介を行った。
			1	住民主体の介護予防活動を新たに創出し、介護予防の普及啓発に取り組みます。	・協議体設置地区で、介護予防活動の新たな創出を働きかけた。
	災害時などの支援協力体制	介護予防の普及啓発	2	桐生市老人クラブ連合会の協力を得て、各区老人クラブ連合会や単位クラブ活に、健康づくり課、地域包括支援センター等の連携のもと、介護予防の要素を加えることにより、健康・介護予防の推進を図ります。	・サロン活動を活用し、桐生市オリジナル体操「元氣おりおり体操」など介護予防の推進を図った。
			1	災害時避難行動要支援者名簿の活用方法について市と検討します。	・災害時の避難行動が必要な市民をビックアップし、訪問活動を通じて支援が必要な市民を選定した。
			1	災害ボランティアの研究を継続し、災害時に備えるとともに、過去の災害を想定した訓練を実施します。	・ボランティア活動の拠点となる災害ボランティアセンターの円滑な設置及び効果的な初動体制づくりのため、研修会の実施や訓練へ参加している。
		連携・災害時の体制づくり	2	隣近所との助け合いの仕組みづくりを推進し、災害時に活かせるようにします。	・災害時避難行動要支援者名簿作成のための、訪問時に近隣の方と交流があるか確認した。
支え合いの仕組みづくり	相談支援体制の充実	相談支援拠点の整備	3	支部社会福祉協議会、自主防災組織及び社会福祉法人等との連携による体制づくりに協力します。	・助けあい封筒の作成や支部活動補助金の配布を行った。
			1	なんでも福祉相談事業の拡充と継続を図るとともに、サロン等集いの場へ職員が出向き、積極的に相談を受け付けます。	・断らない相談窓口として地域へ出向いて事業を周知している。
			2	社会福祉法人と連携し、相談支援体制の整備を行います。	・県が主催する研修に参加し、他機関と情報交換を行っている。
		連携・協力	1	制度の狭間にあるケースを開発機関・住民と連携・協力し、解決に向けた調整を行います。	法人連絡会において包括的な相談体制の整備に向けた意見交換を行った。
			3	資金貸付制度や福祉サービス利用援助事業の相談充実を図ります。	・地域包括支援センター、居宅介護支援事業所及び障害者相談支援事業所の会議等において事業の周知を行った。
					・資金貸付制度以外に解決策がある場合、情報提供を行っている。
					重層的支援体制整備事業に向けた移行準備事業を開始し、制度の狭間にあるケースに対しての包括的な相談支援体制の整備を実施した。

基本目標	取組の方向性	取組	NO.	市の取組	具体的な取組内容（令和2(2020)年～令和6(2024)年）
支え合いの仕組みづくり	地域における権利擁護の推進	体制整備・情報発信	1	地域包括支援センターや相談支援事業所等の関係機関に福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）を周知します。また、講座や地区別懇談会を通じて市民に周知します。	・地域包括支援センター、居宅介護支援事業所及び障害者相談支援事業所の会議等において事業の周知を行った。
		制度の利用促進	1	福祉サービス利用援助事業の充実を図るとともに、成年後見制度への移行が必要と判断される事例については、関係機関との連携のもと、適切に対応を行い、制度の利用促進を図ります。	・対象者や関係機関に事業内容を説明し、適切な対応ができるよう制度を理解するとともに、計画的に外部研修会に参加した。 ・利用対象者について、同僚及び上司と情報を共有することにも自身の応対を評価してもらい、接遇の改善・向上につなげた。
		交流の支援	1	住民主体の活動による交流を推進します。	・桐生市内全22地区に地区担当職員を配置し、積極的に地域に Outreach、住民主体の活動による交流を推進した。 ・地域福祉活動推進事業及び見守り活動推進事業として支部・町会及び自治会において実施される福祉活動に対し、助成金の交付及び情報提供を行った。 ・生活支援体制整備事業で、介護予防を目的とした高齢者通いの場に助成金の交付及び情報提供を行い交流を推進した。
		団体との連携	1	支部社会福祉協議会の組織強化と活動の充実にに向けた支援を行います。	・助けあい封筒の作成や支部活動補助金の配布を行った。 ・支部長研修を開き、防災に関する学びを深めた。
		社会福祉法人との連携	1	社会福祉法人連絡会を設置し、地域貢献活動の取組内容を検討するとともに、地域住民に社会福祉法人の役割を周知します。	年2回程度の連絡会を開催し、法人間の連携強化、体制整備に向けた情報交換会を実施した。
		体制整備	1	ニーズの把握、地域課題の解決方法を検討するため、支部社会福祉協議会単位で定期的な地区別懇談会を開催します。	地区別懇談会を全地区を対象に15カ所で開催した。
		支援体制の構築	1	圏域連携会議等において福祉課題を抱えるケースの早期発見を行うとともに、社会資源の開発に努めます。	課題解決型地域ケア会議や圏域連絡会議にて福祉課題を抱えるケースの早期発見、社会資源の開発について協議した。
		必要な情報の提供	1	居宅介護支援事業所へサロン活動や見守り活動等のインフォーマルサービスについて情報提供をします。	自立支援型地域ケア会議や地域包括支援センターを通して、地域のサロン活動や見守り活動の情報提供を行っている。
		協働の場づくり	1	地域共生社会実現に向け、市に協力して取り組みます。	桐生市と連携し、地域共生社会の実現に向けて、重層的支援体制整備事業移行準備事業、生活支援体制整備事業、地区担当制事業を実施した。
		協働の場づくり	1	福祉関連団体にボランティアニーズ調査を行います。調査結果で出たニーズをボランティア側に提供し、マッチング作業を行います。	・ボランティアニーズ調査を実施し、活動希望者が活動しやすい環境づくりを行っている。
地域を支える人づくり・活動の促進	市民活動の推進	活動の支援	2	若年・青年ボランティア活動の推進を図ります。また、高校生ボランティアアスクール修了者の、継続的な取り組みを支援します。	・高校生ボランティアアスクールを実施し、若年層がボランティア活動しやすい環境づくりを行っている。
		情報提供	3	勤労世代へ地域福祉活動推進の機会を提供します。勤労世代が、ブロボノ※として活躍できる仕組みづくりを行います。	・ボランティア養成講座を実施し、修了者のうち勤労世代には、職能を活かした活動ができるようなボランティアマッチングを行っている。
		情報提供	1	必要な情報の把握を行い、ホームページやSNS等の多様な媒体を用いて、活動に結びつけるための情報を提供します。	・ホームページ及びVXを用い、ボランティア活動の様子を周知している。
	福祉教育の推進	学校教育との連携	1	福祉体験学習ボランティア団体と連携し、市内小中学校における福祉体験学習の推進を図ります。また、社会福祉協力校の指定校との連携を図り、福祉の関心を高めるための取り組みを支援します。	・福祉体験学習ボランティア団体と市内小中学校にて体験学習を行っている。また、令和5年度には桐生市立菱小学校が社会福祉協力校に指定され、福祉の関心を高めるような取り組みを支援した。
地域の人材育成		担い手の発掘・養成及び情報発信	1	定年退職者及び勤労世代の地域福祉についての関心を高める様な取り組みを行い、地域福祉活動に関わる新たな人材の育成を行います。	・ボランティア養成講座、及び桐生市協の関係ボランティア団体の活動を地域の人の知ってもらうことを目的にした体験会を行い、地域福祉活動に関わる新たな人材の育成を行った。

3 桐生市地域福祉計画推進委員会設置要綱

(平成 22 年 4 月 1 日施行)

(設置)

第 1 条 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 107 条に規定する市町村地域福祉計画として作成された桐生市地域福祉計画(以下「計画」という。)を推進するため、桐生市地域福祉計画推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の進捗状況の把握に関すること。
- (2) 計画の評価及び見直しに関すること。
- (3) その他計画の推進に関すること。

2 前項の所掌事項の遂行に当たっては、社会福祉法人桐生市社会福祉協議会の所管する桐生市地域福祉活動計画と連携していくものとする。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 25 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から、市長が委嘱する。

- (1) 市民組織代表者
- (2) 医療・社会福祉関係団体代表者
- (3) 公募による市民
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選任する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(作業部会)

第7条 委員会に、計画の推進に係る実務的な作業を行わせるため、作業部会を置く。

2 作業部会は、市職員及び社会福祉法人桐生市社会福祉協議会の職員をもって組織する。

3 作業部会に座長及び副座長を置く。

4 作業部会は、座長が招集し、議長となる。

(意見の聴取等)

第8条 委員会及び作業部会は、必要に応じて委員以外の者に、会議への出席を求めてその意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、保健福祉部福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

2 第4条の規定にかかわらず、この要綱の施行後最初に委嘱された委員の任期は、平成24年3月31日までとする。

4 桐生市地域福祉活動計画推進委員会設置要綱

(平成 22 年 4 月 1 日施行)

(設置)

第 1 条 社会福祉法人桐生市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が作成した桐生市地域福祉活動計画（以下「計画」という。）を推進するため、桐生市地域福祉活動計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の進捗状況の把握に関すること。
 - (2) 計画の評価及び見直しに関すること。
 - (3) その他計画の推進に関すること。
- 2 前項の所掌事項の遂行にあたっては、桐生市の所管する桐生市地域福祉計画と連携していくものとする。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 25 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から、本会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

- (1) 市民組織代表者
- (2) 医療・社会福祉関係団体代表者
- (3) 公募による市民
- (4) その他会長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(作業部会)

第7条 委員会に、計画の推進に係る実務的な作業を行わせるため、作業部会を置く。

2 作業部会は、市職員及び本会職員をもって組織する。

3 作業部会に座長及び副座長を置く。

4 作業部会は、座長が招集し、議長となる。

(意見の聴取等)

第8条 委員会及び作業部会は、必要に応じて委員以外の者に、会議への出席を求めてその意見又は説明を聴くことができる。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、地域福祉係に置く。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

2 第4条の規定にかかわらず、この要綱の施行後最初に委嘱された委員の任期は、平成24年3月31日までとする。

5 桐生市地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会委員名簿

任期：令和 6(2024)年 4 月 1 日～令和 8(2026)年 3 月 31 日

No.	区 分	所属団体	氏 名	備 考
1	市民組織	桐生市区長連絡協議会	小 島 隆	
2	市民組織	桐生市老人クラブ連合会	笠 原 享	
3	市民組織	桐生市心身障害者関係団体連絡協議会	高 草 木 薫	
4	市民組織	桐生市婦人団体連絡協議会	橋本 千恵子	
5	市民組織	桐生市ボランティア協議会	宮 地 由高	委員長
6	市民組織	桐生市民生委員児童委員協議会	塚 田 征子	副委員長
7	市民組織	桐生市民生委員児童委員協議会	馬 場 礼子	
8	市民組織	桐生市食生活改善推進協議会	星 野 廣志	
9	医療・福祉	桐生市医師会	高 橋 厚	
10	医療・福祉	群馬県老人福祉施設協議会	古 谷 忠之	
11	医療・福祉	桐生保健福祉事務所	坂 本 匠	
12	その他	桐生市立小学校校長会	竹 市 富夫	
13	その他	桐生市立中学校校長会	神 山 精二	
14	公募委員		岡 田 知一	

6 計画の策定経過

日程		活動内容	概要
令和6 (2024)年	5月1日～ 5月24日	市民アンケートの実施	○地域福祉に関する市民の意識などを調査
	6月4日	令和6(2024)年度第1回 桐生市地域福祉計画・ 地域福祉活動計画推進委員会	○委嘱状交付 ○委員長、副委員長選出 ○第4次桐生市地域福祉計画・地域福祉活動 計画について
	7月8日～ 9月9日	地区別懇談会の実施	○地域福祉課題の把握及びその解決策につい て意見聴取（行政22地区別に実施）
	9月10日	第1回作業部会	○第4次桐生市地域福祉計画・地域福祉活動 計画の策定について ・市民アンケートの結果の共有 ・第4次地域福祉計画・地域福祉活動計画の骨子 案及び第3次計画の総括について ・今後のスケジュールについて
	10月16日	令和6(2024)年度第2回 桐生市地域福祉計画・ 地域福祉活動計画推進委員会	○第4次桐生市地域福祉計画・地域福祉活動 計画の策定について ・第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画 前年 度評価について ・市民アンケート調査結果及び地区別懇談会の開 催結果について ・第4次地域福祉計画・地域福祉計画骨子案につ いて
	～12月17日	第2回作業部会 （電子会議室にて開催）	○第4次桐生市地域福祉計画・地域福祉活動 計画 素案について
	12月17日	令和6(2024)年度第3回 桐生市地域福祉計画・ 地域福祉活動計画推進委員会	○第4次桐生市地域福祉計画・地域福祉活動 計画 素案について ○スケジュールについて
令和7 (2025)年	12月20日～ 1月20日	パブリック・コメントの実施	
	～1月24日	第3回作業部会 （電子会議室にて開催）	○第4次桐生市地域福祉計画・地域福祉活動 計画について
	1月24日	令和6(2024)年度第4回 桐生市地域福祉計画・ 地域福祉活動計画推進委員会	○第4次桐生市地域福祉計画・地域福祉活動 計画について ・意見提出手続（パブリック・コメント）の実施結果 ・概要版（案）について ○スケジュールについて
	3月	議会議案提出	
	4月	第4次桐生市地域福祉計画・第4次桐生市地域福祉活動計画 施行	

第4次桐生市地域福祉計画 第4次桐生市地域福祉活動計画

発行日 令和7(2025)年3月

発行者 桐生市 保健福祉部 福祉課

住 所：〒376-8501 桐生市織姫町1番1号

電 話：0277-44-8239（直通）

FAX：0277-45-2940

メール：fukushi@city.kiryu.lg.jp

社会福祉法人 桐生市社会福祉協議会

住 所：〒376-0006 桐生市新宿3丁目3番19号

電 話：0277-46-4165

FAX：0277-46-4166

メール：kiryu-chiiki-z@be.wakwak.com

議 案 説 明

議案第 29 号 第 4 次桐生市地域福祉計画・第 4 次桐生市地域福祉活動計画の策定について

現行計画である第 3 次桐生市地域福祉計画・第 3 次桐生市地域福祉活動計画が令和 6 年度をもって終了することから、令和 7 年度からの 5 年間を計画期間とする第 4 次桐生市地域福祉計画・第 4 次桐生市地域福祉活動計画を策定し、地域福祉を総合的かつ計画的に推進しようとするものです。